

**平成23年度
滝沢村環境年次報告書**

～ 鈴の音が 心地よい環境の村 たきざわ ～



平成24年11月

滝 沢 村

平成23年度環境年次報告書 目次・報告概要一覧

重点施策 1 公害

1-1 目標：監視測定体制を確立します。					
取り組み内容	達成状況		コメント	担当課	頁
	H22	H23			
1-1-1 騒音測定 1 一般道	○	→ ○	定点観測の結果、8地点すべて、要請限度値を満足し、おおむね良好な状況で推移しています。今後も騒音調査を継続し、交通量や大型車混入率の実態把握に努めました。	環境課	7
1-1-2 騒音測定 2 高速道	○	→ ○	定点観測の結果、調査した5地点すべてで、昼夜ともに環境基準値を満足しました。	環境課	9
1-1-3 騒音測定 3 新幹線	○	→ △	定点観測の結果、2地点中1地点が環境基準値を超えました。しかし2地点とも基準値付近であることから、今後も監視を継続していきます。	環境課	11
水質調査 1-1-4 ①河川水質調査 ②菓子川水質調査	○	→ ○	①調査した8河川すべてで、水素イオン濃度(pH)、遊物質(SS)、容存酸素量(DO)、河川A類型の環境基準値を満足しました。生物化学的酸素要求量(BOD)については、越前堰下流の夏期調査を除き河川A類型の環境基準値を満足しました。 ②菓子川下流では、生物化学的酸素要求量(BOD)が、時間帯が進むに連れて濃度が上昇する傾向がみられ、12時には河川A類型の環境基準を超過しました。しかし、菓子川の本流と支流の合流点におけるBOD負荷量は、年々減少傾向が見られます。住宅地新設に関わる下水道の普及による河川への負荷の低減だと推察されます。菓子川支流と位置づけられる水路の水環境は改善傾向にあると考えられます。	環境課	13
1-1-5 環境放射能調査(RMC)	○	→ ○	測定結果は全て検出限界値未満でした。測定結果について、ラジオメディカルセンター放射線監視委員会において、検討評価しています。	環境課	19
1-1-6 大気汚染調査	○	→ ○	岩手県の測定結果は、二酸化窒素・浮遊粒子状物質とも、国が定める環境基準値以下となっています。大気汚染物質濃度の年平均値は、過去10年間ほぼ横ばいで推移し、大気環境はおおむね良好に維持されています。	環境課	19
1-1-7 電磁波調査	○	→ ○	アンテナ柱の新設及び増設設置に関し、相談事業者に地元説明会開催等を指導しました。	環境課	20
1-1-8 酸性雨調査	○	→ ○	岩手県の測定結果、盛岡市での測定値はpH5.2となっています。過去10年間の変動範囲(4.9~5.3)よりも中性寄りでした。 ※pH値が小さいほど酸性が強く、逆に大きくなるほどアルカリ性が強くなります(中性=pH7)。一般的に降雨は、二酸化炭素など自然物質が溶け込み酸性の状態にあります。	環境課	20
1-1-9 清掃センター施設関連 ①最終処分場水質調査 ②旧処分場水質調査 ③焼却施設大気調査	○	→ ○	水質、大気ともに、例年通り基準値以下で、周辺環境は良好に保たれています。今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。	環境課	22
1-2 目標：有害化学物質に関する情報の収集に努め、公表します。					
1-2-1 有害化学物質に関する情報収集	○	→ ○	平成17~18年度に、村公共施設のアスベスト調査・対策を実施しており、その後の状況に変化はありません。今後も情報収集を続けます。	財務課 環境課	25
1-2-2 P R T R法に基づく届出状況	○	→ ○	岩手県への届出のうち、滝沢村の事業所の届出数は、村内22事業所(前年比:2減)です。排出量は前年度より減少しています。	環境課	26
1-3 目標：開発行為における環境配慮指針の確立に努めます。					
1-3-1 環境配慮指針の確立	○	→ ○	滝沢村開発行為における環境配慮指針に基づき指導を行っています。	都市 計画課	27

※達成状況(基準等との比較評価)・・・ ○=目標達成、△=目標一部達成、×=目標未達成、―=未実施事業

重点施策2 環境教育・ネットワーク

2-1 目標：環境教育、環境学習の充実を図ります。

取り組み内容	達成状況		コメント	担当課	頁
	H22	H23			
2-1-1 アイドリングストップなどの啓発	△	→ △	ガソリン及び軽油の使用量は、使用回数等から伸び率を勘案し目標値を設定しています。共に目標は達成したものの、使用量としては若干増えています。	財務課 環境課	29
2-1-2 総合学習の活用	○	→ ○	環境教育について、すべての小・中学校で教育課程に位置付けて取り組んでいます。	教育総務課	29
2-1-3 出前講座	○	→ ×	環境関連講座の利用はありませんでした。講座の周知を図っていきます。	生涯学習課	30
2-1-4 清掃センター施設見学	○	→ ○	575人の村内小学校4年生児童が施設見学をしています。また、このほか、幼稚園や栗石町の小学校児童、企業がごみ処理施設の見学を行い、環境について学び、理解を深めました。	環境課	31
2-1-5 環境講座					
I 環境講座 「自然講座 ～自然災害を学ぶ～」	○	→ ○	東日本大震災から、地震発生メカニズム、津波発生の仕組みについて学び、防災について考える講座を行いました。	生涯学習課	32
II 少年少女自然教室「水生生物教室」	○	→ ○	環境や生命などを考える目的で、観察学習、施設見学などの体験学習を実施しました。	生涯学習課	33
2-1-6 環境学習「環境フォーラム」	○	→ ○	日本熊森協会の顧問宮澤正義氏を講師に招き、「3千万種の生き物たちと人類」～初めてわかった クマの本当の姿～と題して講演を行いました。	環境課	34
2-2 目標：住民、住民団体、事業者、行政による環境ネットワークの構築を図ります。					
2-2-1 たきざわ環境パートナー会議 ①リユース食器プロジェクト ②ホテル探検隊プロジェクト ③里山調査隊プロジェクト	○	→ ○	①産業まつりで食器の貸し出しを行い、ごみの減量化等を呼びかけました。 ②大崎地区での観察会には、延べ215人の参加がありました。観察地の水生昆虫と水質の調査を行いました。 ③滝沢村学習林の植生を調査するため、調査会を実施しました。	環境課	36
2-2-2 環境基本計画の推進	○	→ ○	たきざわ環境パートナー会議に設置されている進行管理委員会において、環境基本計画の適正な進行管理のため、施策や事業の実施状況を検証しました。	環境課	38
2-2-3 環境ボランティアの育成	—	→ —	村での具体的な取り組みはありませんでしたが、たきざわ環境パートナー会議のプロジェクト事業に、大学生が参加し、運営に協力するとともに、環境保全について学んでいます。一般の方も、事業の準備、運営に協力してくださる方が多くなっています。	環境課	38
2-2-4 環境パートナーシップいわてとの連携	△	→ △	環境パートナーシップいわての情報提供などを受けながら、今後もネットワークづくりに努めていきたいと考えています。	環境課	39
2-2-5 活動団体の支援	○	→ ○	各まちづくり推進委員会の活動を支援しています。まちづくり推進委員会の活動に、中学校のPTAが参加するなど、活動が地域に広まっています。	住民協働課	39

※達成状況（基準等との比較評価）… ○＝目標達成、△＝目標一部達成、×＝目標未達成、—＝未実施事業

重点施策3 まちづくり・産業

3-1 目標：環境に配慮した農業を目指します。					
取り組み内容	達成状況		コメント	担当課	頁
	H22	H23			
3-1-1 グリーンツーリズムの推進	○	→ ○	地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムを通して、農家と都市との交流を図りました。滝沢村グリーン・ツーリズム推進協議会は、受入実践者や実践計画者、関係機関と連携し活動しています。	農林課	44
3-1-2 インストラクターの養成	○	→ ○	登録者数は14人（1人増）となりました。中心的な担い手として活躍が期待されています。	農林課	45
3-1-3 減農薬、有機栽培の推進					
I 減農薬、有機栽培の推進事業	○	→ ○	現在の減農薬栽培面積は15.4haです。今後もさらにJ A、生産者を中心に調査研究、技術指導を行い、普及拡大を目指します。	農林課	46
II 新需要穀類栽培普及事業	○	→ △	無農薬栽培は、面積及び収穫量が増えない状況となっていますが、近年は学校給食に取り入れられたり、一般の購買層の関心が高いため、今後も取り組みを続けていく方向です。	農林課	47
3-1-4 環境保全型農業の推進					
I 農業用廃プラスチック適正処理推進事業	○	→ ○	農業用廃プラスチックの適正処理を行いました。農家の利便性を考慮し、平成17年度から、清掃センターでの処理を実施しています。	農林課	47
II 環境にやさしいりんごづくり推進事業	○	→ ○	フェロモントラップの平成23年度設置面積は32haでした。環境にやさしく消費者に受入れやすいりんごづくりを目標にしています。	農林課	48
3-2 目標：畜産廃棄物の適正な管理を目指します。					
3-2-1 家畜排泄物の有効利用	○	→ ○	届出目標戸数は達成していますが、今後も特殊肥料販売届出農家を増やすべく、引き続き巡回指導を続けていきます。	農林課	49
3-2-2 堆肥処理施設の整備促進	○	→ ○	対象農家の整備は全て完了済みなので、今後は適正な維持管理に努めました。	農林課	49
3-3 目標：村内事業所に対し環境に配慮した事業活動を促します。					
3-3-1 ISO14001の認証取得の推進	-	→ -	村内企業などからの問い合わせはありませんでした。現在、村内の企業では5社が取得しています。	環境課 商工観光課	50
3-3-2 I E Sの認証取得の推進	○	→ ○	平成22年6月現在のIES認証取得事業所は県内25社で、このうち滝沢字大崎に本社がある事業所が、平成21年度に村内で初めて認証取得しています。	環境課 商工観光課	50
3-3-3 エコオフィスづくりの推進	○	→ ○	ISO手法で計画的にCO2排出量の抑制を図るべく取り組んでいますが、平成23年度は、CO2排出量が減少しました。	環境課	51
3-3-4 事業系一般廃棄物および産業廃棄物の排出抑制	△	→ △	収集運搬許可業者が運搬する事業系一般廃棄物の搬入量が増加しました。この要因として、事業活動が活性化したこと等が考えられます。今後、排出量の調査を行う必要があります。	環境課	52
3-4 目標：自然と調和した観光の振興を図ります。					
3-4-1 キャンプ場の整備	○	→ ○	馬返しキャンプ場、相の沢キャンプ場の適正な管理を実施しています。	商工観光課	53
3-4-2 ベニヤマザクラ並木などの支援事業	○	→ ○	管理団体などを支援しています。柳沢地域の方々の尽力により、分れから岩手山馬返し登山口までの沿道に、ベニヤマザクラや広葉樹が植栽されています。	商工観光課	54
3-4-3 イワナなどの自然の恵みを活用した特産品開発	△	→ △	観光パンフレットへのイワナの特産品としての掲載により、イワナの養殖の振興が図られました。	商工観光課	55

※達成状況（基準等との比較評価）… ○=目標達成、△=目標一部達成、×=目標未達成、- =未実施事業

重点施策 4 自然環境

4-1 目標：村の自然の状況を調査します。					
取り組み内容	達成状況		コメント	担当課	頁
	H22	H23			
4-1-1 自然環境調査の実施	-	→ -	村立湖山図書館で滝沢村野生生物分布調査報告書（平成18年3月発行）の閲覧が可能です。村HPにも分布図が掲載されています。	文化スポーツ課	57
4-1-2 水源かん養保安林の保護	-	→ -	具体的な取り組みはありませんでしたが、滝沢村は水源涵養保安林が599ha指定されており、その機能が保護、維持されています。	農林課	57
4-1-3 水生生物調査の実施	○	→ ○	平成23年度は、巢子川の本流、支流の2か所で調査を実施しました。巢子川本流では、健全な河川環境の維持が確認されました。	環境課	57
4-1-4 農地、緑地の保全	○	→ ○	関連法律等により、乱開発の防止により優良農地保全に努めました。平成23年度は1か所の農業施設災害がありました。耕作可能な状態に復旧するための支援を行いました。	農林課	60
4-1-5 公共施設の緑化1（公園）	○	→ ○	引き続き公園の緑化、管理について住民参加の手法も取り入れながら推進していきます。	河川公園課	61
4-1-6 公共施設の緑化2（道路）	○	→ -	平成23年は、街路樹を植栽する道路建設等がありませんでした。今後も、新規事業があれば、適切な樹種を選定し実施していきます。	道路課	62
4-1-7 森林の維持保全	○	→ ○	民有林において、植樹等の施策が53.74ha実施されました。施業面積については、林業の抱えている構造的な要因（外来材による木材価格の低迷、森林所有者の高齢化に伴う施業減等）に起因していると考えられます。	農林課	62
4-1-8 透水性舗装の敷設	○	→ -	平成23年度への繰越により80.0mの敷設となりました。今後も適切な施工に努めます。	道路課	63
4-2 目標：自然保護の大切さについて学習を進めます。					
4-2-1 環境教育、環境学習の推進	-	→ ○	環境フォーラムにおいて、子供から大人までを対象とし、日本熊森協会の顧問宮澤正義氏を講師に招き、「3千万種の生き物たちと人類」～初めてわかったクマの本当の姿～と題して講演を行い、森と生き物の関係、大切さについて学習しました。	環境課	64
4-2-2 水生生物調査の実施～調査を通じた学習	○	→ ×	震災のため開催中止	環境課	64

※達成状況（基準等との比較評価）・・・ ○=目標達成、△=目標一部達成、×=目標未達成、- =未実施事業

重点施策5 生活・地球環境

5-1 目標：ごみの減量化を図ります。

取り組み内容	達成状況		コメント	担当課	頁
	H22	H23			
5-1-1 ごみ減量の推進	-	-	磐石・滝沢環境組合と連携して、家庭から排出されるごみ、特に厨芥類（生ごみ）の減量化及び資源化の啓発に努めます。	環境課	66
5-1-2 リサイクル率の向上	△	○	資源ごみの直接資源化量や集団資源回収量が、昨年度と比較し増加しました。また、平成23年度におけるストックヤードの設置（自治会実施）は、1箇所でした。盛岡地区衛生処理組合（滝沢村、盛岡市、磐石町）では、し尿汚泥の堆肥化を行っています。	環境課	66
5-1-3 集団資源回収活動の推進	○	○	集団資源回収量は昨年度より増加し、さらに資源回収を実施した団体数と、回収活動の実施回数が増加しました。資源の再利用についての意識が高まっていると考えられます。	環境課	68
5-1-4 地域清掃活動の推進	○	○	昨年度に比べ、参加人数は増加し、清掃の実施回数は減少しました。地域の環境美化に対する意識は高まっていると考えられます。	環境課	69

5-2 目標：ごみの不適正処理を止めさせます。

5-2-1 環境巡視員の配置	○	○	村内巡回による不法投棄の巡視及び調査のほか、産業廃棄物処理場への立ち入り調査など、ごみの不適正処理を発見するとともに、その指導を実施しました。	環境課	70
5-2-2 ポイ捨て防止の啓発	○	○	啓発看板を自治会などの要望を受けて配布・設置しています。	環境課	70
5-2-3 ごみの野焼きの禁止啓発	○	○	広報チラシの配布や小型焼却炉の回収などを実施しています。禁止の例外となっている農家の草焼きも、周辺住民へ配慮した方法での実施を啓発しました。	環境課	71
5-2-4 ペットのフン害禁止の啓発	○	○	希望する自治会等へ啓発用看板を配布し設置してもらうとともに、チラシの提供を行い地域へ配布していただきました。また、広報へ啓発内容の掲載を実施しました。	環境課	72

5-3 目標：地球環境問題についての学習を進めます。

5-3-1 地球温暖化防止の啓発	○	△	温暖化防止の啓発に努めました。	環境課	73
5-3-2 エネルギー教育の実施	△	△	出前講座や広報掲載による啓発活動に努めました。	環境課	74
環境チェックリストの作成、配布			当面のところ実施計画がなく、比較検討ができないので今後、項目から除きます。		

項目外 原発事故にかかる放射線量測定			震災後、村で測定した結果をまとめてお知らせします。	各担当課 環境課	76
--------------------	--	--	---------------------------	-------------	----

※達成状況（基準等との比較評価）… ○＝目標達成、△＝目標一部達成、×＝目標未達成、－＝未実施事業

重点施策1

公 害

1-1 目標：監視測定体制を確立します。

1-1-1 騒音測定1 一般道（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

滝沢村内の主要な道路に面する地域において、道路交通騒音の実態を現地調査によって把握することを目的とし、「騒音に係る環境基準」と「自動車騒音の要請限度」を目標数値とします。

(2) 実施状況

滝沢村内の主要な道路に面する地域のうち、8地点で騒音調査を実施しました。

表1：一般道の騒音レベルと環境基準等との比較 (単位：デシベル)

地点No.	所在地	時間帯	環境基準	要請限度	平成22年度		平成23年度	
No.1	篠木字黒畑地区（国道46号）	昼	70	75	73	73	72	△
		夜	65	70	65	65	64	○
No.2	篠木字樋の口地区（県道）	昼	70	75	67	67	65	○
		夜	65	70	60	60	58	○
No.3	鵜飼字諸葛川地区（県道）	昼	70	75	68	68	68	○
		夜	65	70	61	61	60	○
No.4	滝沢字巣子地区（国道4号）	昼	70	75	76	76	74	△
		夜	65	70	73	73	69	△
No.5	滝沢字野沢地区（県道）	昼	70	75	66	66	66	○
		夜	65	70	59	59	58	○
No.6	滝沢字葉の木沢山地区（村道）	昼	60	70	65	65	64	△
		夜	55	65	60	60	58	△
No.7	滝沢字穴口地区（村道）	昼	65	75	67	67	67	△
		夜	60	70	60	60	59	○
No.8	滝沢字一本木地区（国道282号）	昼	70	75	69	69	73	△
		夜	65	70	64	64	66	△

※注 ○ ⇒ 環境基準値を超過していない

△ ⇒ 環境基準値を超過しているが要請限度を超過していない

× ⇒ 両基準・限度とも超過している。

(3) 評価と今後の取り組み

測定を行った8地点のうち、昼間と夜間の両時間帯とも、環境基準値を超過しなかった地点は、3地点（No.2、No.3、No.5）でした。また、2地点（No.1、No.7）は昼間に環境基準値を超過しており、昼間・夜間のいずれも環境基準値を超過していた地点は3地点（No.4、No.6、No.8）、昼間・夜間のいずれも要請限度を超過していた地点は、ありませんでした。

騒音レベルの経年変化をみると、平成22年度国道282号の一本木バイパスが部分開通したことにより、交通量の減少があり、No.8地点が平成21年度の騒音レベルと比較し低下がみられたため、調査地点を一本木バイパス以北の一般国道282号に面する地点に変更したところ、騒音レベルは、バイパス開通前（平成21年度以前）における騒音レベルの変動範囲内となっています。

村内の土地開発や道路整備などの資料として活用するため、今後も、現地調査による騒音調査を継続実施していく必要があると考えます。



写真1：一般国道46号調査実施状況



写真2：村道穴口地区調査実施状況

～ メモ ～

●音の大きさと影響の目安（デシベル）

- ・ 60 デシベル・・・静かな乗用車の中や普通の会話の音で、睡眠への影響が生じます。
- ・ 70 デシベル・・・騒々しい事務所や電話のベルの音で、計算力が低下します。
- ・ 80 デシベル・・・地下鉄の車内の音で、集中力が低下します。
- ・ 90 デシベル・・・騒々しい工場の中の音で、作業量が減少します。

●環境基準とは？

環境基本法第16条第1項（騒音の環境基準）に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましいとされた騒音レベルのことです。

●要請限度とは？

要請限度とは、騒音規制法に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請することができる騒音レベルのことです。

1-1-2 騒音測定2 高速道（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

滝沢村内の高速道路沿道付近における環境騒音の実態を把握するために、騒音調査等を行うものです。「騒音に係る環境基準（昼間 70 デシベル、夜間 65 デシベル）」を目標数値とします。

(2) 実施状況

滝沢村内の高速道路近傍の民家5地点で騒音調査のデータ収集を行いました。

図1：高速道路騒音調査地点位置図

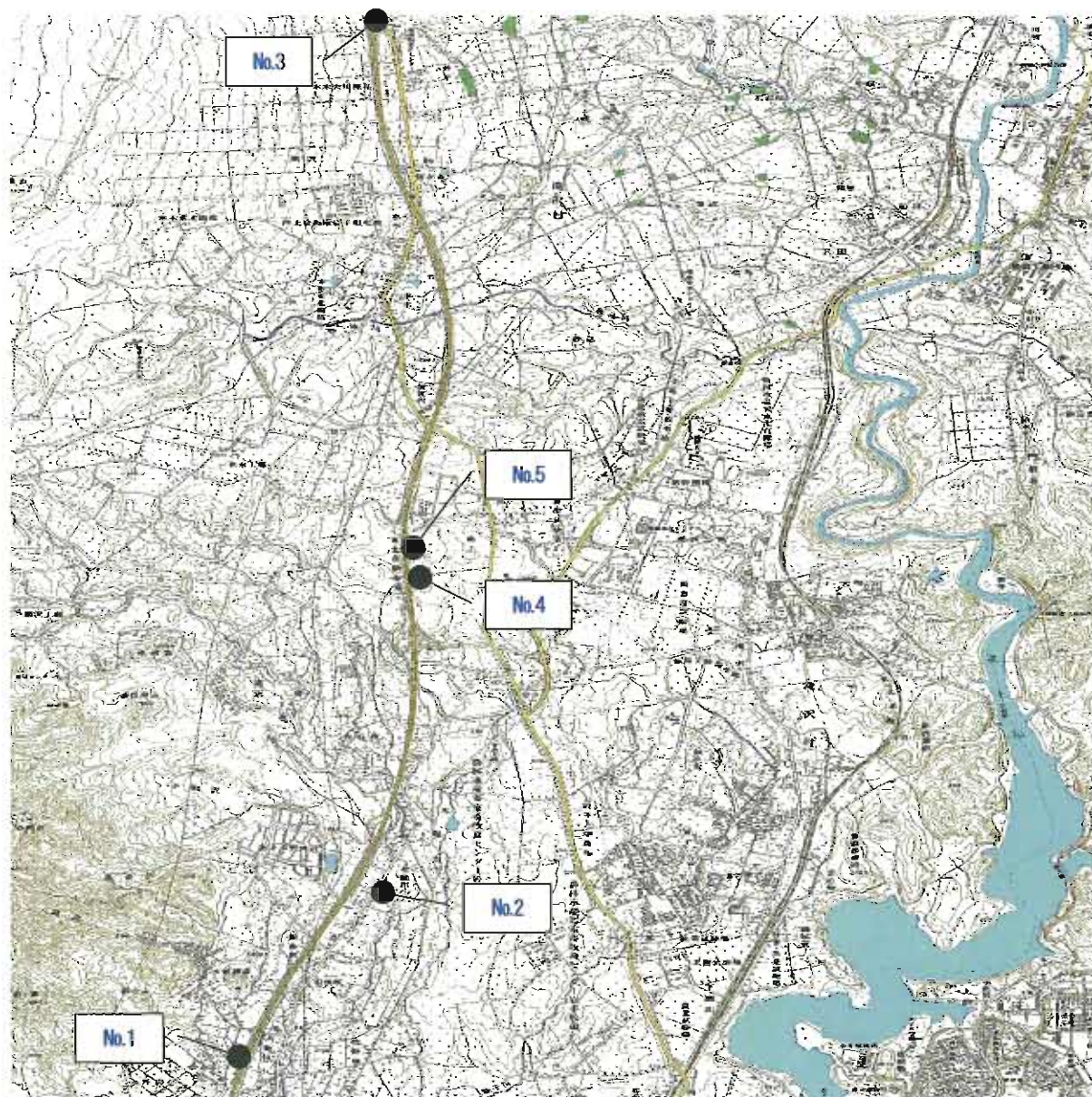


表2：高速道路の騒音レベルと環境基準との比較

(単位：デシベル)

地点No.	所在地	時間帯	環境基準値	平成22年度		平成23年度	
No. 1	滝沢字中村	昼	70	64	○	65	○
		夜	65	61	○	62	○
No. 2	滝沢字湯舟沢	昼	70	62	○	64	○
		夜	65	61	○	62	○
No. 3	滝沢字後	昼	70	60	○	62	○
		夜	65	59	○	61	○
No. 4	滝沢字巢子	昼	70	59	○	64	○
		夜	65	58	○	61	○
No. 5	滝沢字巢子	昼	70	63	○	63	○
		夜	65	59	○	59	○

※注 ○ ⇒ 環境基準を超過していない。

× ⇒ 環境基準を超過している。

(3) 評価と今後の取り組み

測定を行ったすべての地点で、昼間と夜間の両時間帯とも、環境基準値を超過していませんでしたが、今後も、高速道路交通騒音の実態を把握するために、現地調査による騒音調査を実施していく必要があると考えます。



写真3：高速道騒音調査実施状況

・1-1-3 騒音測定3 新幹線（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

滝沢村内の新幹線騒音の実態を総括的に把握することを目的に、平成14年12月八戸新幹線開業を受け、平成15年度から調査を実施しています。「新幹線鉄道騒音環境基準」を目標数値とします。

（2）実施状況

葉の木沢山の第一種住居地域（1地点）及び滝沢トンネル北口付近の無指定地域（1地点）の合計2地点で実施しました。

表3：新幹線の騒音レベルと基準値との比較

（単位：デシベル）

地点No.	所在地	用途地域	基準値	平成22年度		平成23年度	
No.1	滝沢字葉の木沢山	第1種住居地域	70以下	70	○	68	○
No.2	滝沢字大崎	無指定	75以下	75	○	76	×

※注 ○ ⇒ 基準値を超過していない。

× ⇒ 環境基準を超過している。

（3）評価と今後の取り組み

調査した2地点のうち、新幹線鉄道騒音環境基準値をNo.1は満足する結果でした。しかし、両地点とも騒音レベルは基準値付近であり、今後列車の走行状況（速度・編成種別等）によっては、環境基準の達成状況が変わる可能性があります。

現在、東日本旅客鉄道㈱では、新幹線の騒音防止に関する技術の開発・諸施策の実施を推進し、整備・車両の改善などの対策を積極的に実施していますが、その一方で新幹線の速度向上も計画されています。

今後も、新幹線騒音の実態を把握するために、現地調査による騒音調査を実施していく必要があると考えます。



写真4：新幹線騒音 調査地点No.1 遠景



写真5：新幹線騒音 調査地点No.2 遠景

～ メモ ～

●基準値とは？

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく基準で、前身の公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づいて、昭和50年に生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。（昭和50年環境省告示46号）

1-1-4 水質調査（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

滝沢村内の河川等において、水環境の実態を把握するために水質調査を行うものです。水浴びのできるきれいな水の保全と水質汚濁の防止に努めるため、河川の生活環境の保全に関する環境基準のA類型（水道2級、水産1級、水浴）の環境基準を目標とします。

(2) 実施状況

① 河川水質調査

生活環境の保全に関する項目（10項目）について、6河川8地点、年2回の調査を実施しました。

表4：河川水質調査 調査地点

地点No.	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
調査地点	越前堰 下流	金沢川 下流	市兵衛川 下流	諸葛川 下流	木賊川 上流	木賊川 下流	巢子川 上流	巢子川 下流



図2：水質調査 位置図

② 巣子川水質調査

平成18年度、平成19年度の巣子川水質調査において、巣子川支流に流入する排水等が巣子川に与える影響が大きいことが確認されたことから、巣子川上流～巣子川下流16箇所において、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）の分析と流量の調査を実施しました。

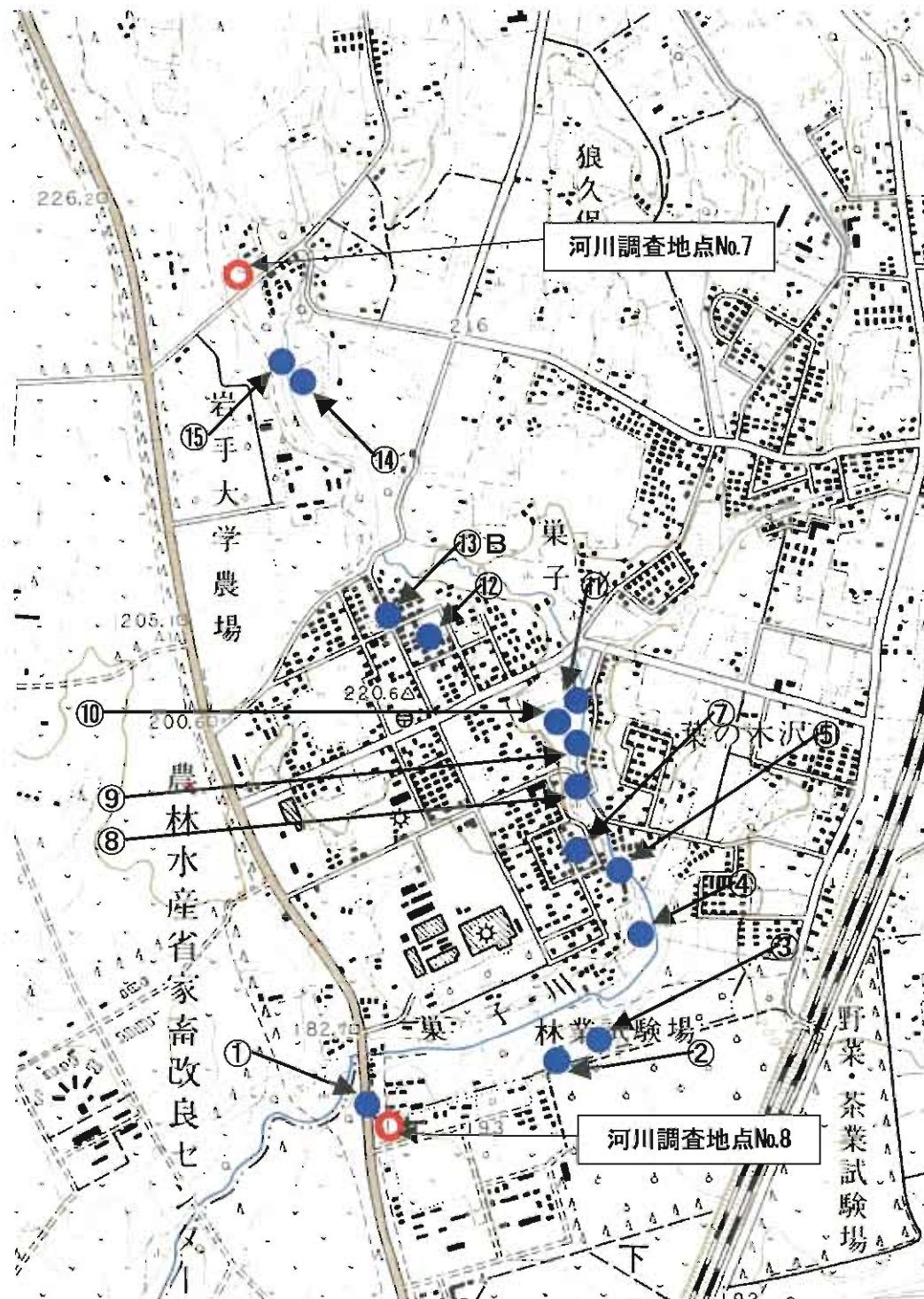


図3：巣子川水質調査 位置図

(3) 評価と今後の取り組み

① 河川水質調査

水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）の調査結果は、全地点において河川A類型の環境基準を満足しました。

大腸菌群数は、越前堰下流、菓子川上流の冬期を除く地点で基準を超過する結果となりました。特に菓子川下流は、平成18年と同値を示し、いままでで最も高い結果でした。これは、大腸菌群を含んだ生活雑排水や事業場系排水が混入してきていることや、土壌などに含まれる大腸菌群の影響が考えられます。

なお、大腸菌群数は大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質を持つ菌のことをいい、大腸菌それ自体が人の健康に有害なものではなく、公衆衛生上、0-157等の一部の病原菌が存在する可能性を示す指標とされています。また、全国や岩手県内においても、河川の大腸菌群数の基準達成度は低いものとなっています。

表5：河川水質調査結果

	年度	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8
pH	23	7.5	7.5	7.4	7.7	7.6	7.7	7.6	7.6
	22	7.5	7.4	7.3	7.6	7.5	7.8	7.6	7.5
SS (mg/L)	23	2	4	1	4	4	1	2	2
	22	1未満	3	5	4	3	1	3	3
BOD (mg/L)	23	1.1	1.4	1.3	1.1	1.5	0.6	0.7	1.1
	22	0.5未満	0.8	1.6	0.8	1.9	0.5未満	0.8	1.8
DO (mg/L)	23	14	14	13	14	12	13	13	14
	22	13	13	14	14	11	14	11	13
大腸菌群数 (MPN/100mL)	23	330	4900	4900	2400	1700	3300	790	790000
	22	2200	17000	1100	4900	79000	330	7000	170000

※注 各年度とも年2回の調査のうち、2月調査分の結果



写真6：河川水質調査採取状況



写真7：河川水質調査試料

② 巢子川水質調査

水素イオン濃度（pH）は、全地点において河川A類型の環境基準を満足しました。浮遊物質（SS）は、上流部No.7と下流部No.8において、河川A類型の環境基準を満足しています。調査地点を個別に見ると高い濃度を示す地点もありますが、大部分の地点は流量が少ないため負荷量としては少なく、巢子川下流部No.8に対する影響は小さくなっています。

生物化学的酸素要求量（BOD）は、上流部No.7では河川A類型の環境基準を満足しましたが、下流部No.8では、12時、20時は河川A類型の環境基準を超過しました。

巢子川の本流と支流の合流点下流側の地点⑨におけるBOD負荷量は、年々減少傾向が見られます。これは地点⑨の上流部に位置する住宅地新設に関わる下水道の普及による河川への負荷の低減だと推察されます。巢子川支流と位置づけられる水路の水環境は改善傾向にあると考えられます。

巢子川支流における水質の改善傾向が確認されましたが、下流部において改善傾向が見られる結果が得られなかったため、引き続き同様の調査を行い、今後の動向を監視していく必要があると考えます。



写真8：巢子川水質調査状況①



写真9：巢子川水質調査状況②

表6: 巣子川水質調査結果 (平成24年2月実施)

①	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	6.9	6.9	6.9	7.0
SS	<1	28	6	5
BOD	2.6	25	12	15
流量	118.3	206.4	233.8	212.0
SS負荷量	0.0	5780.4	1403.0	1060.1
BOD負荷量	307.6	5161.1	2806.1	3180.2

②	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.4	7.6	7.6	7.5
SS	12	<1	2	2
BOD	1.6	1.7	1.6	1.3
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	-	-	-	-
BOD負荷量	-	-	-	-

③	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.6	7.5	7.5
SS	4	7	1	6
BOD	20	2.3	9.9	22
流量	12.5	流量なし	1.3	3.0
SS負荷量	49.9	-	1.3	18.1
BOD負荷量	249.7	-	12.8	66.4

④	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.3	7.6	7.5	7.5
SS	<1	3	7	6
BOD	1.3	1.4	1.5	2.0
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	-	-	-	-
BOD負荷量	-	-	-	-

⑤	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.5	7.5	7.5
SS	3	19	6	6
BOD	1.5	2.4	1.7	1.8
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	-	-	-	-
BOD負荷量	-	-	-	-

⑥	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.4	7.4	7.4	7.4
SS	4	30	8	6
BOD	1.3	2.5	1.6	1.6
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	-	-	-	-
BOD負荷量	-	-	-	-

⑦	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.1	7.5	7.4	7.1
SS	20	25	1	8
BOD	90	2.7	20	56
流量	6.2	流量なし	0.4	2.2
SS負荷量	124.1	-	0.4	17.3
BOD負荷量	558.3	-	7.0	121.4

⑧	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.3	7.2	7.5	7.2
SS	4	4	3	9
BOD	1.4	28	1.0	79
流量	2.5	1.5	流量なし	2.0
SS負荷量	10.1	6.1	-	17.7
BOD負荷量	35.3	42.4	-	155.3

⑨	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.6	7.6	7.4
SS	8	1	3	12
BOD	1.5	1.3	1.8	3.0
流量	2468.5	1680.3	1682.0	1363.1
SS負荷量	19747.9	1680.3	5045.9	16357.3
BOD負荷量	3702.7	2184.4	3027.5	4089.3

⑩	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.7	7.6	7.6	7.6
SS	10	1	2	11
BOD	1.3	1.3	1.3	1.3
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	-	-	-	-
BOD負荷量	-	-	-	-

⑪	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.6	7.7	7.6	7.6
SS	4	2	3	2
BOD	1.0	0.6	<0.5	0.5
流量	11.3	21.6	16.2	15.9
SS負荷量	45.1	43.1	48.7	31.8
BOD負荷量	11.3	12.9	0.0	7.9

⑫	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.1	7.2	7.1	7.0
SS	43	36	27	44
BOD	110	79	82	97
流量	流量なし	9.3	5.6	1.7
SS負荷量	-	333.8	150.1	74.9
BOD負荷量	-	732.5	455.7	165.1

⑬	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.5	7.6	7.5
SS	3	4	3	2
BOD	0.8	1.0	0.7	1.5
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	-	-	-	-
BOD負荷量	-	-	-	-

⑭	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.3	7.3	7.2
SS	<1	<1	<1	<1
BOD	<0.5	0.5	0.5	1.5
流量	1006.5	1204.4	963.7	2040.6
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	602.2	481.8	3060.8

⑮	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.3	7.2	7.2	7.2
SS	<1	1	<1	<1
BOD	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
流量	流量なし	8.2	3.6	9.1
SS負荷量	-	8.2	0.0	0.0
BOD負荷量	-	0.0	0.0	0.0

No.7	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.6	7.6	7.6	7.6
SS	4	1	1	1
BOD	0.7	0.5	1.1	1.2
流量	899.0	1799.4	1898.8	1934.8
SS負荷量	3595.9	1799.4	1898.8	1934.8
BOD負荷量	629.3	899.7	2088.6	2321.8

No.8	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.6	7.6	7.7	7.6
SS	3	1	1	6
BOD	1.1	2.8	0.7	2.0
流量	3823.2	4469.1	3944.4	5704.4
SS負荷量	11469.7	4469.1	3944.4	34226.4
BOD負荷量	4205.6	12513.6	2761.1	11408.8

～ メモ ～

●河川の生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100m ² 以下	水道1級 自然環境保全
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/100m ² 以下	水道2級 水産1級、水浴
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN/100m ² 以下	水道3級 水産2級
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	水産3級 工業用水1級
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	工業用水2級 農業用水
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—	工業用水3級 環境保全

1-1-5 環境放射能調査（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

昭和63年に日本アイソトープ協会が滝沢村で操業を開始して以来、ラジオメディカルセンター放射線監視委員会を設置して検討評価を行っています。同委員会では、毎年度、環境放射能測定基本計画を策定し、これに基づき平成23年度も測定を実施しています。

（2）実施状況

次の測定項目について測定を行いました。

- ア RMCから出される排気、排水に含まれる放射能濃度
- イ 大気中に含まれる環境放射能の測定（RMC入り口付近の空間線量率とRMC周辺8地点、鶴飼地区1地点の空間積算線量）
- ウ 環境試料別の測定（RMC周辺と鶴飼地区から採取した土壌、河底土、牧草、玄米、河川水、水道水、牛乳の7種類、合計38検体についての放射能濃度）

（3）評価と今後の取り組み

これらの測定結果について、同委員会で検討評価を行ったところ、全て検出限界値未満でした。測定を開始した昭和63年度以降の結果と同様に、自然環境への影響はなかったとの結論に達しています。

今後も、同委員会において策定された環境放射能測定基本計画に基づき、測定を実施していきます。

社団法人日本アイソトープ協会ホームページで、調査結果などを確認することができます。

■参考：公益社団法人日本アイソトープ協会ホームページ「茅記念滝沢研究所・周辺環境の管理」について

URL：<http://www.iriias.or.jp/index.cfm/12.0.82.167.html>

1-1-6 大気汚染調査（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

健康に生き続け、清んだ空気を子孫に残す環境づくりを進めるために、大気汚染についての監視測定に努めます。

（2）実施状況

村独自の調査は行っていませんが、県が大気汚染防止法第20条及び第22条の規定により、県内10市1町1村で調査を実施しています。村内では、常時観測地が1ヶ所で菓子地内にあります。

平成22年度の測定結果は、二酸化窒素・浮遊粒子状物質とも昨年同様、国が定める環境基準値以下となっています。

（3）評価と今後の取り組み

岩手県の大気汚染物質濃度の年平均値は、過去10年間ほぼ横ばいで推移し、大気環境はおおむね良好に維持されています。

岩手県ホームページで、調査結果などを確認することができます。

■参考：岩手県ホームページ「大気に関すること」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=281&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&pnp=281&cd=1473>

1-1-7 電磁波調査（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

予防原則に基づき、住民の命と健康を守るため、電磁波、低周波についての情報収集に努めます。

（2）取り組み

電磁波、低周波についての情報収集に努めていきます。

村では、携帯電話用鉄塔の建設に伴う届け出や注意事項などについて、事業者より相談があった際は、必ず周辺の住民の皆さんや自治会などへの説明を行うよう指導しています。

1-1-8 酸性雨調査（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

酸性雨調査を行い、村の現状の把握に努めます。

（2）実施状況

村独自の調査は行っていませんが、県では県内4箇所を昭和59年から継続的に行っています。盛岡市での平成22年度測定値は、pH5.2でした。

表7：過去10年間の降水の水素イオン濃度（pH）測定結果

年度	盛岡市	一関市	宮古市	二戸市	平均
H13	4.8 (4.3 ~ 6.8)	4.9 (4.2 ~ 6.9)	4.9 (4.0 ~ 7.0)	4.9 (4.4 ~ 6.3)	4.9 (4.0 ~ 7.0)
H14	5.0 (4.0 ~ 6.4)	5.0 (4.3 ~ 5.5)	5.2 (4.3 ~ 6.5)	5.2 (4.0 ~ 6.5)	5.1 (4.0 ~ 6.5)
H15	4.8 (4.1 ~ 6.7)	4.9 (4.3 ~ 6.3)	5.3 (4.9 ~ 6.4)	5.3 (4.8 ~ 6.6)	4.9 (4.1 ~ 6.7)
H16	4.7 (4.1 ~ 5.7)	5.0 (4.4 ~ 6.9)	5.1 (4.2 ~ 6.4)	5.0 (4.3 ~ 6.1)	4.9 (4.1 ~ 6.9)
H17	4.7 (4.0 ~ 5.8)	4.9 (4.2 ~ 6.2)	5.4 (4.5 ~ 6.9)	5.2 (4.6 ~ 6.8)	4.9 (4.0 ~ 6.9)
H18	4.7 (4.0 ~ 6.2)	5.0 (4.2 ~ 6.6)	5.1 (4.1 ~ 6.4)	4.9 (4.1 ~ 6.8)	4.8 (4.0 ~ 6.8)
H19	5.0 (4.2 ~ 6.6)	5.3 (4.5 ~ 6.8)	5.6 (4.6 ~ 7.1)	5.4 (4.5 ~ 6.9)	5.2 (4.2 ~ 7.1)
H20	4.9 (4.2 ~ 6.5)	5.3 (4.4 ~ 6.8)	5.4 (4.5 ~ 7.3)	5.2 (4.5 ~ 6.9)	5.1 (4.2 ~ 7.3)
H21	5.0 (4.3 ~ 7.3)	5.4 (4.6 ~ 6.9)	5.4 (4.4 ~ 6.6)	5.6 (4.4 ~ 6.6)	5.3 (4.3 ~ 7.3)
H22	5.2 (4.8 ~ 6.3)	5.2 (4.7 ~ 6.1)	5.3 (5.0 ~ 5.9)	5.2 (4.6 ~ 6.2)	5.3 (4.6 ~ 6.3)

(3) 評価と今後の取り組み

酸性雨については、基準等は定められてはいませんが、環境省が平成21年3月に公表した「酸性雨長期モニタリング報告書」における平成15～19年度の全国の地点別水素イオン濃度年平均 pH4.51～pH4.95（全平均値 pH 4.68）よりも中性寄りでした。また、平成10年度～12年度にかけて全国48地点で実施された第4次酸性雨対策調査の全国平均値 pH 4.72～4.90 と比較すると、ほぼ同値かやや中性（pH 5.6）側のレベルで推移しています。

これまでのところ、岩手県において酸性雨による植生被害等の影響は報告されていませんが、酸性雨による影響は長期継続的なモニタリング結果によらなければ把握しにくく、また、湖沼や土壌の緩衝能力低い場合には一定量以上の酸性物質の負荷の集積により急激に影響が発現する可能性があること等から、引き続き、岩手県による調査・状況の把握をしていく必要があると考えます。

■参考：岩手県ホームページ「大気に関すること」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=281&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&pnp=281&cd=1473>

■参考：環境省ホームページ「酸性雨対策調査」について

URL：<http://www.env.go.jp/air/acidrain/index.html>

■気象庁ホームページ「降水の酸性度」について

URL：http://www.data.kishou.go.jp/obs-env/acidhp/acid_rain.htm

～ メモ ～

●pHとは？

物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値のことです。

pH (potential Hydrogen, power of Hydrogen の略) という記号で表されます。

pH=7 の場合は中性と呼ばれます。pH が小さくなればなるほど酸性が強いとされ、逆に pH が大きくなればなるほどアルカリ性が強いとされています。

1-1-9 清掃センター施設関連（担当課：環境課）

ごみ焼却施設等の運営にあたり、施設敷地内や周辺に対する公害など環境への影響を未然に防止するために、各種調査を行うものです。

(1) 事業内容及び指標等

① 最終処分場水質調査

最終処分場関連の水質検査として、原水と放流水、放流先河川、地下水の水質検査を実施します。

② 旧最終処分場水質調査

旧最終処分場の地下水を採取し、水質調査を実施します。

③ 焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定とばい煙測定を実施します。

(2) 実施状況

① 最終処分場水質調査

最終処分場内原水の水質について、40項目、年1回の調査を実施しました。

最終処分場からの放流水について7項目年12回、36項目年1回の調査を実施しました。

また、最終処分場からの放流先の上流・下流の水質について、9項目年1回の調査を実施、最終処分場の上流側、下流側の地下水について、2項目年12回、28項目年1回の調査を実施しました。

② 旧最終処分場水質調査

旧最終処分場の上流側、下流側の地下水を採取し、2項目年12回、28項目年1回の調査を実施しました。

③ 焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定を年1回、ばい煙測定を年2回実施しました。

表8：排ガス中のダイオキシン類測定結果

		平成22年度		平成23年度	
		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	測定値	0.34	0.0026	0.022	0.035
	法基準値	1			
	公害防止協定値	0.1			
飛灰 (ng-TEQ/m ³)	測定値	1.1	1.4	0.92	3.1
	法基準値	3			
	公害防止協定値	協定には含まれていません			

表9：ばい煙測定結果（平成23年度実施分）

		1号炉		2号炉	
		1回目	2回目	1回目	2回目
ばいじん(ガス濃度) (g/m ³ N)	測定値	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
	法基準値	0.08			
	公害防止協定値	0.02			
硫黄酸化物排出量 (m ³ N/h)	測定値	0.100	0.013	0.042	0.006
	法基準値	82	80	84	82
	公害防止協定値	50			
窒素酸化物濃度 (volppm)	測定値	12	24	14	10.4
	法基準値	250			
	公害防止協定値	100			
塩化水素 (mg/m ³ N)	測定値	7.9	2.5	11	2.7
	法基準値	700			
	公害防止協定値	50			

(3) 評価と今後の取り組み

① 最終処分場水質調査

調査の結果、周辺環境への影響が基準以下であることが確認されました。

今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

表10：清掃センター最終処分場の放流水調査結果（平成23年度実施分）

	pH	SS (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素 (mg/L)	リン (mg/L)
基準値	5.8~8.6	200	160	160	3000	120	16
4月	7.4	1 未満	3.8	0.5 未満	30 未満	3.2	0.030
5月	7.2	1	6.5	0.5 未満	30 未満	1.1	0.020 未満
6月	7.3	1 未満	8.5	1.6	30 未満	3.8	0.030
7月	7.4	1	3.2	1.0	30 未満	8.1	0.040
8月	6.9	1 未満	5.7	0.7	30 未満	8.5	0.020 未満
9月	7.2	1 未満	3.2	0.5 未満	30 未満	4.2	0.020 未満
10月	7.0	1 未満	6.4	0.5 未満	30 未満	3.9	0.020 未満
11月	7.2	1 未満	8.7	0.5 未満	30 未満	5.4	0.020 未満
12月	7.1	1 未満	1.8	0.5 未満	30 未満	7.7	0.030
1月	7.2	1 未満	4.9	0.6	30 未満	6.9	0.030
2月	6.5	1 未満	4.4	0.7	30 未満	6.3	0.020 未満
3月	6.7	1 未満	5.7	0.5 未満	30 未満	7.2	0.020 未満

※注： pH=水素イオン濃度、SS=浮遊物質、COD=化学的酸素要求量、BOD=生物化学的酸素要求量

② 旧最終処分場水質調査

調査の結果、周辺環境への影響が基準以下であることが確認されました。

今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

③ 焼却施設大気調査

調査結果は、いずれも基準値以下で、周辺環境への影響が基準値以下であることが確認されています。

今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。



写真 10：滝沢村清掃センター

1-2 目標：有害化学物質に関する情報の収集に努め、公表します。

1-2-1 有害化学物質に関する情報収集（担当課：財務課、環境課）

（1）事業内容及び指標等

予防原則に基づき、有害化学物質の情報収集に努めます。

（2）実施状況

平成22年度は村独自のアスベスト使用調査は行っておりませんが、岩手県で行っている調査結果を注視しています。

平成17年度に村内小中学校、体育館等の教育関係施設及び役場庁舎など14施設の調査を行った結果、アスベスト使用がないことを確認しています。

（3）評価と今後の取り組み

平成17年度にアスベスト使用が確認された2施設の浄水場は、予備施設で稼働していませんが、アスベストの飛散の可能性があることから、平成18年度に除去工事を行っています。なお、岩手県のホームページにて、アスベストに関する情報や化学物質リスク低減推進のための環境調査結果をご覧になることができます。

■参考：岩手県ホームページ「アスベストに関する情報」について

URL：http://www.pref.iwate.jp/~hp031501/asbestos/asbestos_index.htm

■参考：岩手県ホームページ「化学物質リスク低減推進のための環境調査結果」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=281&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&pnp=281&cd=14450>

～ メモ ～

●アスベストとは？

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

●石綿が原因で発症する病気

石綿（アスベスト）の繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています（WHO報告）。石綿による健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てきます。例えば、中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後発病することが多いとされています。

石綿を吸うことにより発生する疾病は、労働基準監督署の認定を受け、業務上疾病とされると、労災保険で治療できます。

1-2-2 PRTR法に基づく届出状況（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを化学物質排出移動量届出制度に基づき把握します。

この届出制度は、事業者が有害性のある化学物質について大気、水、土壌への排出量及び廃棄物を、自ら把握し報告するシステムで、事業者に化学物質の自主的な管理を促し、環境の保全上の支障を未然に防止する有効な手段となっています。

(2) 実施状況

岩手県への届出のうち、滝沢村の事業所の届出数は22（前年と同じ）となっています。排出量については、大気排出量、水域排出量ともに前年度より増加しました。移動量については、前年度より減少しました。

表 11：届出排出量・移動量の集計結果（滝沢村）

		平成21年度	平成22年度	増減
排出量	大気	1, 822	2, 766	944
	水域	2	5	3
	計	1, 824	2, 771	947
移動量	廃棄物	2, 948	1, 407	▲1, 541
排出・移動量合計		4, 772	4, 178	▲594

(3) 評価と今後の取り組み

事業者の化学物質の排出量及び移動量について把握することができました。今後も引き続き、化学物質の排出等の状況を定期的に追跡・評価していきたいと考えています。

■参考：岩手県ホームページ「PRTRインフォメーション」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=281&of=2&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&prp=281&cd=1442>

～ メモ ～

●PRTR法とは？

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のことです。

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みについて規定されています。

1-3 目標：開発行為における環境配慮指針の確立に努めます。

1-3-1 環境配慮指針の確立（担当課：都市計画課）

(1) 事業内容及び指標等

開発行為における環境配慮指針に基づき指導していきます。

(2) 実施状況

開発行為における環境配慮指針に基づき、開発事業者を指導しました。

(3) 評価と今後の取り組み

今後も、開発行為における環境配慮指針に基づき、環境に配慮した適正な開発行為が行われるように、開発事業者を指導していきます。

重点施策2

環境教育・ネットワーク

2-1 目標：環境教育、環境学習の充実を図ります。

2-1-1 アイドリングストップなどの啓発（担当課：財務課、環境課）

（1）事業内容及び指標等

役場庁内の省エネ対策の一環で、財務課の公用車管理に伴う燃料消費削減に努めます。

（2）実施状況※財務課報告分のみの結果

ガソリン及び軽油の使用量につきましては、使用回数等から伸び率を勘案し、目標値を設定しています。昨年度は、震災の影響があり、バス等の長距離運行が減少し軽油使用量が減っています。

項 目		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ガソリン	実 績	4,450	5,246	5,847	6,487	7,128
	前年比	▲486	796	601	640	641
軽 油	実 績	8,036	7,119	7,184	8,407	7,247
	前年比	1,411	▲917	65	1,223	▲1,160

（3）評価と今後の取り組み

これからもアイドリングストップの徹底、公用車管理における燃料消費削減を図るべく、啓発運動を定期的に呼びかけるなどしていきます。

2-1-2 総合学習の活用（担当課：教育総務課）

【事業内容及び指標等】

各学校では、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、すべての教育活動を通じて環境教育に取り組んでいます。特に、小学校の「総合的な学習の時間」においては、環境教育に係る地域や各学校の特色を生かした体験的な学習を推進しているところです。

【実施状況】

「総合的な学習の時間」を活用し、各学校で地域の外部講師等を招き、環境教育・環境学習の取り組みを子どもたちが自主的に行いました。

村が予算面で支援した主な活動は次のとおりです。

「総合的な学習の時間」のうち村が予算面で支援した主な活動

	学校名	活動内容
1	篠木小学校	学区探検、田植え、稲刈り、脱穀
2	滝沢小学校	米々大作戦
3	滝沢第二小学校	村の人々の仕事、大豆の力
4	鶉飼小学校	りんごはかせになろう、稲刈り、
5	一本木小学校	そばの種まき、刈り取り、脱穀、そば打ち体験
6	姥屋敷小学校	大豆の種まき、刈り取り、脱穀、豆腐作り体験、山葡萄栽培、山葡萄ジュース作り
7	柳沢小学校	稲作体験、そば蒔き・刈り取り・そば打ち
8	滝沢東小学校	環境問題を考える、滝沢の食文化を学ぶ

【評価と今後の取組み】

「総合的な学習の時間」は、子どもたちがさまざまな分野の中から課題を決めて学習することになりますが、各学校では環境教育に関わる内容も取り上げて授業をしています。

環境教育については、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、すべての学校で教育課程に位置付けて取り組んでいますが、行政としては各学校の環境教育充実のために「総合的な学習の時間推進事業」を継続して支援していきます。



写真 11：山葡萄ジュース作り



写真 12：豆腐作りの様子

2-1-3 出前講座（担当課：生涯学習課）

(1) 事業内容及び指標等

出前講座は、職員の専門知識を地域活動へ役立てようという趣旨のものに行われています。そのメニューの中に環境学習に関するものを用意し、環境教育の振興に役立てるものです。「環境学習のメニューを継続して用意すること」と「環境学習に関する出前講座メニューの利用を促進すること」が目標となっています。

(2) 実施状況

平成23年度における環境教育、環境学習に関する出前講座のメニューは次のとおりです。
平成23年度は、環境学習に関する出前講座の実施はありませんでした。

表 13：平成23年度における環境教育、環境学習に関する出前講座メニュー

講座名	内容
地球にやさしい省エネライフ	地球の温暖化により各地で異常な気象現象が起きています。これを身近な問題ととらえ、わたしたちが今できること、求められていることをお話します。
ごみの出し方・分け方について	ごみの分別の考え方と出し方について説明します。
下水道の仕組み	水はこうしてよみがえる。
水源に行ってみませんか	私たちがいつも使っている水はどこから来るのでしょうか。村が誇れる豊かで清らかな水源やそれを育む自然に触れてみませんか。
上水道の仕組み	水道水を作る実験を交えながら、村の水道の現状と今後についてお話します。
美しい景観形成のために	美しい景観形成のための取り組みについて、いっしょに考えてみませんか。

表 14：環境教育、環境学習に関する出前講座の実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
出前講座（件）	3	4	4	3	0
受講者数（人）	85	110	115	64	0

(3) 評価と今後の取り組み

環境に関する講座は、19年度が3件、平成20年度と平成21年度が4件、平成22年度が3件と一定数を推移していましたが、今年度は環境に関する講座の実施はありませんでした。

今後も、講座に関する相談・問合せがあった機会を活用し、環境関係講座の周知を図り、環境教育を推進していきたいと考えています。

2-1-4 清掃センター施設見学（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

ごみ処理施設、資源回収施設、最終処分場を見学していただき、「ごみの収集、処理、回収、処分」の一連の流れを視察体験することにより、ごみの適正な処理及びごみの減量化、リサイクルについて学ぶ機会を提供します。

(2) 実施状況

村内の小学生（4年生）を対象に、ごみ処理施設、資源回収施設、最終処分場等の施設見学を実施しました。

表 15：清掃センター見学児童数（村内小学校4年生）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
見学児童数 (人)	543	589	542	528	547	575

2-1-5 環境講座（担当課：生涯学習課）

I 自然講座「自然災害を学ぶ－地震・津波・火山－」

(1) 事業内容及び指標等

地震発生メカニズム、津波発生仕組みと被害、火山の構造と噴火メカニズム、そして、これら自然災害の防災について考える自然講座を行いました。

(2) 実施状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災をふまえ、改めて自然災害発生仕組みについて学び、今後備える必要があると考えられます。また本村には岩手山や活断層が存在することから、今後の火山活動も断層地震にも注意しなければなりません。本講座では、地震発生メカニズム、津波発生仕組みと被害、火山の構造と噴火メカニズム、そして、これら自然災害の防災について、岩手山火山とその防災のエキスパートである岩手大学教育学部教授土井宣夫先生に分かりやすくご講義いただきました。

参加者：滝沢村内に居住する成人 46人

実施日：平成23年10月8日（土）、10月15日（土）、11月12日（土）

場 所：ふるさと交流館（学習室）



写真 13：「自然講座」①



写真 14：「自然講座」②

(3) 評価と今後の取り組み

東日本大震災の地震発生のメカニズムと超巨大地震が予知できなかった理由についてわかりやすく講義いただいた。また、火山噴火のしくみと1998年以降の岩手山の活動と現在の様子、現在活動が活発になっている秋田駒ヶ岳の熱異常、過去の三陸大津波と火山の活動の関連性についてわかりやすく講義いただいた。

今後も、様々なテーマを取り上げながら、環境や自然について学習する場として「環境講座」を実施していきたいと考えています。

II 少年少女自然教室「水生生物教室」

(1) 事業内容及び指標等

身近な自然の中に生きている水生生物の生態について知るとともに、自然の営みの不思議さと素晴らしさ並びに自然環境保護への理解を深めることを目的としています。

(2) 実施状況

「内水面水産技術センター及び金沢清水の見学」と「トラウトガーデンでの釣り体験学習」を中心とした「自然教室（水生生物）」を実施しました。

岩手県内水面水産技術センターでは、淡水魚（主にニジマス）の養殖施設を見学するとともに、養殖施設の水源となっている「金沢清水」を見学した。「金沢清水」は、日本名水百選に選ばれた名水として知られているもので、その中で最大の水量を誇る「座頭清水」の水が、養殖池に利用されていることを学んだ。子供たちは、12℃前後の冷たい水に手を入れ、水の冷たさを感じていた。また内水面水産技術センターの後ろ側に当たる沢で、午後には釣りを使う餌の川虫とりを行った。水に練れ、川虫に慣れてくると、かなりの量の川虫をつかまえていた（主に、トビケラの幼虫）。

次に、トラウトガーデンの談話室を借りて、川を中心とした「環境学習」を行いました。岩手県内水面漁業協同組合連合会が作成した「すんだ川、海までとどけ、みらいまで」のパンフレットを使い、川の分布する魚と、その生態などについて学ぶとともに、魚がすすめる様々な条件等についても学びました。

午後は、トラウトガーデンのフライ・ルアー用の池を使い、午前中につかまえた川虫を使ってニジマス釣りの釣り体験を実施しました。

参加者：村内小学校4・5年生 20人

実施日：平成23年8月2日（火）

場 所：・岩手県内水面水産技術センター

- ・岩手県内水面水産技術センター周辺の河川
- ・トラウトガーデン



写真 15：水生生物教室①



写真 16：水生生物教室②



写真 17：水生生物教室③



写真 18：水生生物教室④

(3) 評価と今後の取り組み

自然の営みの不思議さと素晴らしさ、自然環境保護への理解を深める機会を提供することができました。

今後も実施内容や手法を検討しながら、環境教育に関する教室を開催したいと考えています。

2-1-6 環境学習「環境フォーラム」(担当課：環境課)

(1) 事業内容及び指標等

循環型社会の構築に向け、村のごみ処理の現状を住民へ情報提供するとともに、身近な環境問題に対する実践活動の情報共有を図り、環境保全活動の活性化を図ることを目的に、平成23年度環境フォーラムを平成23年12月10日に開催しました。

(2) 実施状況

平成23年度は、環境美化絵画コンクール、優良ごみ集積所の実践活動発表のほか日本熊森協会顧問宮澤正義氏を講師に迎え、「3千万種の生き物たちと人類」～初めてわかったクマの本当の姿～にテーマに講演を開催しました。



写真 19：講演する宮澤先生

(3) 評価と今後の取り組み

環境をテーマとしたこのようなイベントは7回目となります。

毎回、100人を越える参加があり、今年度も124の方が参加しました。今後も、多くの方々が環境について学習することができる場として「環境フォーラム」を開催し、環境に関するさまざまな情報を提供できるよう、内容についても工夫を重ねて行きたいと考えています。

2-2 目標：住民、住民団体、事業者、行政による環境ネットワークの構築を図ります。

2-2-1 たきざわ環境パートナー会議（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

平成16年7月25日に、住民、住民団体、事業者、村が協働して環境の保全と創造について意見交換する場として「たきざわ環境パートナー会議」が設立され、様々な実践活動をしています。

（2）実施状況

平成23年度は、6月4日に環境パートナー会議総会が開催され、前年度の事業報告と当年度の事業計画などを審議しました。

環境パートナー会議総会に設置されている委員会のうち、進行管理委員会は3回開催され、滝沢村環境基本計画の適正な進行管理のため、施策や事業の実施状況を検証し、年次報告書の案を作成しました。運営委員会は2回開催され、平成23年度主催事業について検討を重ねました。

また、平成22年度は「リユース食器によるごみ減量大作戦」、「ホテル探検隊」「とび出せフィールド！里山調査隊」の3つのプロジェクトが事業を実施しました。これらのプロジェクトが実施した事業には、会員だけではなく、内容に賛同する多くの方々の参加がありました。

① リユース食器によるごみ減量大作戦プロジェクト

平成23年度滝沢村産業まつりにおいて、食品出展企業へのリユース食器の貸出を行いました。リユース食器が普及し活用率が向上するように、参加した食品出展企業へ活用を働きかけるとともに、来場した方々にリユース食器の使用によるゴミの減量化をよびかけました。また、ボランティアには、多くの大学生の参加協力があり、リユースの輪がさらに広がっています。



写真 20：リユース食器返却場所

② ホタル探検隊プロジェクト

滝沢村の自然環境をホタルに焦点を当てて調査し、ホタルマップを作成しています。

6年目の実施となった大崎地区のホタル観察会には、延べ215人の参加がありました。実施にあたっては、会員のみならず村民や大学生ボランティアなどの幅広いつながりが生まれています。また、ホタル観察会を実施した沢の水生昆虫の調査と水質調査を実施しました。この調査は継続して実施しており、4年目となります。



写真 21：ホタル観察会



写真 22：環境調査

③とび出せフィールド！里山調査隊プロジェクト

滝沢村学習林周辺の植生を調査するため、小学生を対象とした調査会を実施しました。

ビンゴ用紙に見つけた草木を記載していくゲームや、好きな草花を使って植物のたたき染めなど、体験型の調査をすることにより、森林保全についての意識づくりも行いました。



写真 23：里山探検隊 調査会①



写真 24：里山探検隊 調査会②

(3) 評価と今後の取り組み

環境パートナー会議の3つのプロジェクトが実施した事業へは、会員だけではなく、多くの方の参加協力があり、活動の輪が広がっています。

それぞれのプロジェクトが、最終目標としていることを達成するためには長期に渡る活動が必要なため、さらに活動の輪を広げながら活動を継続していきたいと考えています。

2-2-2 環境基本計画の推進（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

平成16年度の「たきざわ環境パートナー会議」の設立を受け、組織として環境基本計画の推進に取り組みます。

（2）実施状況

環境パートナー会議総会に設置されている進行管理委員会を開催し、滝沢村環境基本計画の適正な進行管理のため、施策や事業の実施状況を検証し、年次報告書の案を作成するとともに、滝沢村環境基本計画の進行管理調査指標の検証を一部行いました。

（3）評価と今後の取り組み

住民との協働が現実のものとして育っています。

協働で行う環境年次報告書の原案づくりの仕組みが構築されましたので、今後も引き続き年次報告書及び基本計画の推進に取り組みます。

2-2-3 環境ボランティアの育成（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

環境ボランティアを育成し、環境保全活動への参加を支援します。

（2）実施状況

平成23年度も、環境パートナー会議のプロジェクト活動に賛同した多くの方々が、ボランティアとして参加協力くださいました。



写真 25：ホテル観察会ボランティアスタッフ

(3) 評価と今後の取り組み

村での具体的な取り組みはありませんでしたが、環境パートナー会議のプロジェクトに、大学生がボランティアとして参加し、事業の運営に協力するとともに、環境保全等について学んでいます。また、一般の方も、事業の準備、運営に協力して下さる方が多くなっています。

環境問題に対して、住民、事業者、村がそれぞれの役割を果たしつつ、お互いに補完・協力し合いながら取り組んでいく必要があることから、現在積極的に参加して下さる方との連携を深めていくとともに、新たな環境ボランティアの育成のための事業を実施していきたいと考えています。

2-2-4 環境パートナーシップいわてとの連携（担当課：環境課）**(1) 事業内容及び指標等**

環境保全活動のネットワークづくりを進めるために、環境パートナーシップいわてとの連携を深めます。

(2) 実施状況

環境パートナーシップいわてには、設立（平成14年度）当初より団体加入し、県内各地の活動団体等の情報等が得られています。

(3) 評価と今後の取り組み

環境パートナーシップいわてのイベントやシンポジウムなどへの参加、環境トピックスなどの情報提供などを受けながら、ネットワークづくりに努めていきたいと考えています。

■参考：岩手県ホームページ「特定非営利活動法人 環境パートナーシップいわて」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?af=1&jk=0&cd=32094>

■参考：特定非営利活動法人 環境パートナーシップいわてのホームページ「IWATE-ECO（イワテエコ）」

URL：<http://www.iwate-eco.jp/>

2-2-5 活動団体の支援（担当課：住民協働課）**(1) 事業内容及び指標等**

滝沢地域デザインに掲げるまちづくり方針に基づき、地域の方が企画立案した事業を推進することを目的に、各地域まちづくり推進委員会が行う環境関連活動への支援（補助金交付、会議出席・助言、事業参加）を行いました。

(2) 実施状況

8地域で、10事業が実施されました。すべての事業が継続事業として実施されています。

表16：まちづくり推進委員会実施事業（平成23年度分）

地域名	事業名・内容
大釜	八幡館山歴史史跡環境整備事業（平成20年度からの継続事業） ・中世の遺跡である八幡館山の草刈等の環境整備
篠木	田村神社周辺の水路敷き環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・越前堰用水路法面のアヤメ等による緑化、草刈等の環境整備
大沢	せせらぎ水路整備事業（平成18年度からの継続事業） ・植樹及び草刈等の清掃事業 ・地域の子ども達を対象とした自然観察会の実施
鶺鴒	チャグチャグ馬コ行進路アヤメ植栽事業（平成18年度からの継続事業） ・アヤメの植栽 ・株分けによる道路美化事業
元村	元村地域河川清流化推進事業（EM）（平成18年度からの継続事業） ・EM使用（家庭配布）による河川清流化 ・地域の河川の水質検査
東部	巢子川河川清流化事業（平成16年度からの継続事業） ・EM菌の培養、放流
	植物での安らぎ地域づくり推進事業（平成16年度からの継続事業） ・村のシンボルフラワーであるヤマユリの植栽
柳沢	自然環境の創造事業（平成16年度からの継続事業） ・岩手山麓の環境整備
	景観形成住民協定づくり（平成16年度からの継続事業） ・柳沢の景観を守るため住民、企業などに働きかけ景観形成住民協定の締結
一本木	通学路環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・一本木地区の通学路の草刈等を行い環境美化と児童生徒の安全を確保

(3) 評価と今後の取り組み

村としては、事業実施にあたり助言をしたり、直接事業に参加したりして、各地域まちづくり推進委員会の活動を支援することができました。各地域では、村からの補助の有無に関わらず環境整備の活動を続けており、その意識の高さが活動の周知につながっています。

まちづくり推進委員会の会員だけではなく、中学校のPTAも多数加わる事例もあり、まちづくり推進委員会の活動が地域に広まっています。

平成23年度は、各まちづくり推進委員会が進めようとする事業を、まちづくり協働推進職員をはじめ、村も協働で推進していくよう、支援を行っていきます。（『地域ビジョン』の推進）



写真 26 : 大釜 八幡館山草刈り作業



写真 27 : 篠木 田村神社付近水路清掃



写真 28 : 大沢 せせらぎ水路植樹



写真 29 : 鶺鴒 チャグチャグ馬コ行進路清掃



写真 30 : 元村 EM培養作業



写真 31 : 一本木 通学路清掃

～ メモ ～

●アドプト活動とは？

アドプトが「養子縁組をする」という趣旨から、地域の団体等が、道路や河川などのごみの清掃や植栽等をボランティアで行い、道路や河川など公共空間をわが子のように面倒をみていく活動です。

1985年頃、米国のテキサス州交通局において、ハイウェイのゴミ清掃に市民グループや企業が参加した活動が始まりとされています。日本では1998年から導入が始まりました。

●EMとは？

Effective Microorganisms の略語で、有用な微生物群という意味。自然界から採取し、抽出、培養した微生物です。

重点施策3

まちづくり・産業

3-1 目標：環境に配慮した農業を目指します。

3-1-1 グリーン・ツーリズムの推進（担当課：農林課）

（1）事業内容及び指標等

村では、岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会に加入し、村内の農林漁業体験民宿、体験交流施設、グリーン・ツーリズム体験インストラクター等に対して、情報の提供を行います。

村のホームページにおいて、グリーン・ツーリズム体験施設のリスト、案内図を掲載し、村内外にPRを実施します。

地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムを通して、村の農業に対する住民の理解を深めること、また、都市との交流を進めることが目標です。

（2）実施状況

表 17：グリーン・ツーリズム関連施設利用状況

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
グリーン・ツーリズム関連施設	農家民宿	1 軒 142 人	1 軒 352 人	1 軒 150 人	1 軒 308 人	1 軒 308 人	1 軒 164 人
	観光農園	2 軒 3,046 人	2 軒 2,200 人	3 軒 1,345 人	2 軒 2,015 人	2 軒 2,005 人	2 軒 640 人
	農家レストラン	1 軒 1,150 人	1 軒 1,120 人	1 軒 816 人	1 軒 985 人	1 軒 980 人	1 軒 955 人
	農林漁業体験施設				1 軒 15 人	1 軒 87 人	1 軒 34 人
	HP 掲載件数	5 件	5 件	4 件	4 件	3 件	3 件
利用者数	4,338 人	4,456 人	3,672 人	3,672 人	3,380 人	1,793 人	

（3）評価と今後の取り組み

これらの取り組みは、農家と都市との交流及び地域の活性を図る上で効果がありました。HP 等をより積極的に活用し、地域からの発信を高め、グリーン・ツーリズムの推奨をより一層図ります。

平成 21 年には滝沢村グリーン・ツーリズム推進協議会が設立されました。村内小中学校の児童が農業体験学習を行う場を提供しており、今後も活動が期待されます。

～ メモ ～

●グリーン・ツーリズムとは？

山林や農漁村の暮らしを体験したり、交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、ヨーロッパで生まれ広まりました。

それぞれの地域の特性を生かした取り組みが、各地で進められています。



3-1-2 インストラクターの養成（担当課：農林課）

（1）事業内容及び指標等

地域の資源を有効に活かし、農林漁業体験等を通じて、都市の人との交流を推進する体験インストラクター育成のため、グリーン・ツーリズムに関心のある方に対して、インストラクター取得研修の受講について案内し、育成を図ります。

地域資源に関するサービスを提供する人材を育て、グリーン・ツーリズムを農山漁村に根付かせます。

（2）実施状況

表 18：インストラクター登録者、アカデミー受講者数

主 宰	いわてG・T	北東北G・T
	インストラクター登録者	アカデミー受講者
～平成17年度	12	2
平成18年度	0	0
平成19年度	0	0
平成20年度	1	0
平成21年度	0	0
平成22年度	0	0
平成23年度	1	0
累 計	14	2

※注：表中の「G・T」とは、「グリーン・ツーリズム」の略です。

（3）評価と今後の取り組み

平成23年度には1人増加し、いわてG・Tインストラクター登録者は、現在14人です。グリーン・ツーリズムの中心的な担い手として活躍されているため、今後も登録者の増加に努めます。

3-1-3 減農薬、有機栽培の推進（担当課：農林課）

I 減農薬、有機栽培の推進事業

(1) 事業内容及び指標等

環境にやさしい減農薬栽培である限定栽培と通常の慣行栽培の生育調査圃を設置し、地域ごとの自然条件に適合する栽培体系の調査研究を行ってきました。生産者への技術指導等に活用しながら限定米栽培の向上と普及を目指すとともに、良質米の安定生産を図ることを目的としていましたが、事業完了に伴い、調査は平成 18 年度からしておりません。現在は、J A、生産者を中心に、自主的な取り組みが行われております。

なお、平成 2 3 年度から、環境保全型農業直接支払交付金として環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を行っております。現在、有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）を 1 名実施しております。

(2) 実施状況

表 19：生育調査実施状況

	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
生育調査設置数 (か所)	なし	なし	なし	なし	なし	なし
減農薬栽培米実施 面積 (h a)	22.4	21.8	27.5	27.2	12.3	15.4

(3) 評価と今後の取り組み

生育調査圃設置を行い適作地試験を続け、減農薬栽培米の普及拡大を目指しています。今後も J A、生産者を中心に調査研究、技術指導を行っていきます。

～ メモ ～

●栽培方法

- ・減農薬栽培…通常栽培時に使用される農薬の 5 割以下で栽培する方法
- ・無農薬栽培…化学肥料を使用する場合もあるが、農薬は使用しない栽培方法
- ・有機栽培 …一定の場所で一定期間以上無農薬・無化学肥料で栽培する方法

環境保全型農業直接支払交付金の取組内容

- ・カバークロックの作付
- ・リビングマルチ又は草生栽培
- ・冬期湛水管理
- ・有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）

II 新需要穀類栽培普及事業

(1) 事業内容及び指標等

無農薬栽培で、健康食として注目されている「いなきび」「たかきび」「あわ」「ひえ」「アマランサス」等の新需要穀類は、学校給食等の食材として取り入れるところが多くなってきており、今後さらに需用の拡大が期待される作物のひとつです。そのため、JA 新岩手で組織する雑穀部会が中心となり、新需要穀類を栽培している生産者個々の栽培技術の向上を図りながら、安定多収技術の確立を目指すとともに、村内外における消費者に広く PR・交流活動を行いながら普及・消費拡大を図ることを目的としています。

(2) 実施状況

表 20：新需要穀類栽培状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
a 栽培面積 (a)	179.5	104.5	130.0	128.0	96.0	60
b 栽培農家 戸数 (戸)	48	49	34	31	28	15
c 収穫量 (kg)	2,979	1,987	1,899	1,684	846	380
10 a 当たり収量 (c/a×10)	165	190	146	132	88	63

(3) 評価と今後の取り組み

無農薬栽培は人手がかかることから、なかなか面積及び収穫量が増えない状況となっておりますが、近年は学校給食に取り入れられたり、一般の購買層の関心が高まり、更に消費も着実に拡大しつつあるため、今後も取り組みを続けていく方向です。

3-1-4 環境保全型農業の推進 (担当課：農林課)

I 農業用廃プラスチック適正処理推進事業

(1) 事業内容及び指標等

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物として取り扱われ、農業者が自らの責任において適正に処理することが法律で義務付けられていますが、一般的に農業者は他産業と比較して零細であり、さらには個々の排出量が少ない上、その発生場所が広く分散していることから、農業者個々の努力のみでは適正処理が困難な状況にありました。そこで、平成 11 年度に関係機関で組織する「滝沢村農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」を組織し、環境に配慮したりサイクル処理を原則とし、適正に回収処理を実施してきました。

平成 17 年 10 月からは、農家の利便性を考慮し滝沢村清掃センターでの受け入れを行っています。

村内農家から排出される農業用廃プラスチックの適正処理を図り、農村環境の保全と産業廃棄物の適正処理を図ることを目標にしています。

(2) 実施状況

表 21：農業用廃プラスチック処理状況

(単位：kg)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
塩化ビニール系	18,690	8,420	7,590	8,410	6,080	3,100
ポリエチレン系	50,240	60,840	57,160	63,830	62,870	68,220
農薬ビン	—	—	—	—	—	—
計	68,930	69,260	64,750	72,240	68,950	71,320

(3) 評価と今後の取り組み

農業用廃プラスチックの適正処理が図られ、清掃センターでの処理は、農家にとって利便性が高まりました。

II 環境にやさしいりんごづくり推進事業

(1) 事業内容及び指標等

りんごの害虫の発生状況を把握するフェロモントラップと害虫の発生を減らす交信攪乱剤を利用したりんごの防除体制を組み立て、殺虫剤の散布回数を削減した環境にやさしいりんごづくりの推進と普及拡大を図ることを目的としています。

環境にやさしく消費者に受け入れやすいりんごづくりを目標としています。

(2) 実施状況

表 22：フェロモントラップ設置状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
a 設置面積 (ha)	42	43	35	35	32	32
b りんご作付け面積 (ha)	74	68	68	68	68	68
c 設置面積の割合 (a / b)	57%	63%	51%	51%	47%	47%

(3) 評価と今後の取り組み

農産物の安全性に対する消費者の関心は、近年急速に高まりつつあり、りんご購入の際の重要な判断基準となってきました。

環境保全型農業の推進は図られつつあります。

3-2 目標：畜産廃棄物の適正な管理を目指します。

3-2-1 家畜排せつ物の有効利用（担当課：農林課）

（1）事業内容及び指標等

堆肥利用の促進については、畜産・酪農家のほとんどが農地還元し肥料要素分などとして有効に利用しています。還元量を上回る堆肥を生産する畜産・酪農家については「肥料取締法による特殊肥料の届出」に基づき村内外の耕種農家や家庭菜園向けなどに供給し、有効に利用されております。

（2）実施状況

特殊肥料販売届出巡回指導農家目標12戸に対し、12戸が届け出ていましたが、廃業や規模縮小により、平成23年度は9戸となっています。

（3）評価と今後の取り組み

今後も特殊肥料販売届出農家を増やすべく、引き続き指導を続けていきます。

3-2-2 堆肥処理施設の整備促進（担当課：農林課）

（1）事業内容及び指標等

あらたに整備を必要とする農家はありませんので、今後は堆肥処理施設の適正な維持管理に努めます。

（2）実施状況

既に対象農家の整備が全て完了していますので、新規整備はありません。

（3）評価と今後の取り組み

堆肥処理施設の整備により、河川の汚濁防止や周囲への悪臭の軽減が図られましたので、今後は、その適正な維持管理の指導に努めます。



写真 32：整備された堆肥処理施設

3-3 目標：村内事業者に対し環境に配慮した事業活動を促します。

3-3-1 ISO14001 の認証取得の推進（担当課：環境課、商工観光課）

平成22年度において、村に対する村内企業からの取得ノウハウ等の情報提供依頼等はありませんでした。

県内のISO14001認証取得企業（団体）は384社となっており、このうち滝沢村に本店のある企業は5社でした。詳しくは、岩手県のホームページをご覧ください。

■参考：岩手県ホームページ「県内のISO14001認証取得企業、団体」について

URL：http://www.pref.iwate.jp/~hp0208/06iso/iso/iso_list.pdf

～ メモ ～

●ISO14001とは？

国際的な共通の規格に基づいてシステムを構築し、環境への取り組みを客観的に評価・認証する環境マネジメントシステムに関する国際規格のことです。

●環境マネジメントシステムとは？

事業活動が環境に与える影響を効果的に削減していくために、企業や自治体が事業活動を行う際、環境にどのような影響を与えているかを分析します。その中で、重大な事項に関して環境負荷を低減するために、目的・目標を定め、環境方針や計画（Plan）に基づき実施・運用（Do）し、点検（Check）を経て見直し（Action）、継続的に改善していくシステムのことを環境マネジメントシステムと言います。

3-3-2 IESの認証取得の推進（担当課：環境課、商工観光課）

IES認証取得事業所は25社で、このうち滝沢村に本社がある事業所（滝沢字大崎）が、平成21年6月に村内で初めて取得しています。

■参考：いわて環境マネジメント・フォーラム事務局ホームページ

URL：<http://www.iwate-ems.com/>

■参考：特定非営利活動法人 KES 環境機構ホームページ

URL：<http://www.keskyoto.org/kesinfo.html>

～ メモ ～

●IESとは？

・ISO14001に準じた岩手版の「いわて環境マネジメントシステム・スタンダード」を「IES」と言います。ISO14001に比べ知名度・認知度は低いですが、低コストで導入が可能である等のメリットがあります。このシステムは、第三者認証機関である「いわて環境マネジメント・フォーラム」において審査・認証されることによりIES認証団体になります。

3-3-3 エコオフィスづくりの推進（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

滝沢村環境基本条例第4条及び第8条の規定に基づき、地方公共団体が自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画として策定するものであり、滝沢村役場が行うすべての事務事業とし、本庁及び出先機関で取り組みます。

ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用の中で、滝沢村環境方針を定め、滝沢村役場が行う事務事業について、毎年度、目的及び目標値を設定し、環境保全活動を実施しています。

(2) 実施状況

滝沢村役場が取り組んだ、省エネ・省資源の実績は次のとおりです。

表 23：エネルギー及び資源使用実績（電気-H23 から礫石・滝沢環境組合を除く。）

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
電気 (kWh)	6,816,682	6,953,958	5,434,985	3,781,797
灯油 (ℓ)	80,349	80,699	45,435	75,766
A 重油 (ℓ)	294,849	304,729	297,878	314,283
ガソリン (ℓ)	36,222	34,003	37,985	38,544
軽油 (ℓ)	18,363	18,417	19,956	21,775
事務用紙 (kg)	18,820	18,287	19,036	19,283
廃棄物 (kg)	81,798	75,925	71,392	71,855

表 24：温室効果ガス (CO₂) 排出量（使用実績×排出係数）

項目	排出係数	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
電気 (kWh)	0.39	2,658,506	2,712,044	2,119,644	1,387,689
灯油 (ℓ)	2.5	200,873	201,748	113,588	185,455
A 重油 (ℓ)	2.7	796,092	822,768	804,271	826,489
ガソリン (ℓ)	2.3	83,311	78,207	87,366	78,959
軽油 (ℓ)	2.6	47,744	47,884	51,886	52,206
事務用紙 (kg)	—	—	—	—	—
廃棄物 (kg)	0.34	27,811	25,815	24,273	24,725
合計 (kg)		3,537,938	3,814,337	3,888,465	2,555,523

※注：排出係数に関する出典

- ・環境省「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（試案 ver1.6）」
- ・環境省「(家庭からの二酸化炭素排出量算定用) 排出係数一覧」

(3) 評価と今後の取り組み

平成23年度のエネルギー及び資源の使用実績は、電気使用料が夏の節電対策及び磐石・滝沢環境組合を含まなくなったことにより大きく減少しました。

また、平成22年度は、震災の影響もあるため例年の数値との単純な比較はできませんが、今後も引き続き、省エネ・省資源の活動に取り組んでいきます。

3-3-4 事業系一般廃棄物および産業廃棄物の排出抑制（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

事業系一般廃棄物等の排出量を抑制することを目的に排出量の調査を行います。

(2) 実施状況

清掃センターへ運ばれた、事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物の量は、次の表のとおりです。

表 25：事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物搬入量 (単位：t)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前年度との比較	
事業系	3,681	3,829	3,658	3,806	148 t 増	4.05%増
家庭系	13,102	13,389	13,660	13,910	250 t 増	1.83%増
計	16,783	17,218	17,318	17,716	398 t 増	2.30%増

(3) 評価と今後の取り組み

平成23年度の搬入量合計は、前年度と比較して2.30%の増加となりました。事業系一般廃棄物の搬入量は4.05%増加しています。事業活動が活性化しても事業系一般廃棄物の排出量が抑制されるよう、排出量の調査を行う必要があると思われます。

また、家庭系一般廃棄物の搬入量が増加していることから、今後も引き続き、啓発活動、住民意識の向上を図り排出抑制に取り組むたいと思います。

3-4 目標：自然と調和した観光の振興を図ります。

3-4-1 キャンプ場の整備（担当課：商工観光課）

（1）事業内容及び指標等

自然と調和したキャンプ場を目標に、次の事業を行います。

- ・浄化槽付のトイレを設置し自然への負荷を軽減（浄化槽の設置・管理数1棟を目標）
- ・自然公園保護管理員によるパトロールを実施（パトロール実施回数180日）
- ・地元協力団体と協働で管理清掃を実施（キャンプ場の清掃回数151回を目標）

（2）実施状況

- ・浄化槽の設置・管理数・・・1棟
- ・自然公園保護管理員によるパトロール実施回数・・・181日

〔自然公園保護管理員の活動〕

- ・自然公園区域内における高山植物の採取等の違反行為に対する啓発及び動植物保護等の指導。
- ・利用者の各種事故を予防するための適切な指導。
- ・公園内の標識その他の施設を破損しないよう監視、指導。
- ・自然環境の維持、保全のための指導。
- ・火気使用など火災予防上適切な指導。
- ・利用者へ天気状況、適切な装備、登山コース等の指導。
- ・公園区域内の定点観測の実施。

- ・相の沢キャンプ場と馬返しキャンプ場の清掃回数・・・176回

（3）評価と今後の取り組み

相の沢キャンプ場は管理人が常駐することになり、より一層の清掃活動が進んでいます。
馬返しキャンプ場は、良好な管理が図られました。

また、自然公園保護管理員による岩手山の自然保護が図られました。

なお、改善点として、キャンプ場について管理員による適正利用の指導があげられます。
キャンプ場の詳細・アクセスなどについては、村ホームページなどにも掲載しています。

■参考：滝沢村ホームページ「キャンプ場」について

URL：<http://www.vill.takizawa.iwate.jp/camp>

3-4-2 ベニヤマザクラ並木などの支援事業（担当課：商工観光課）

（1）事業内容及び指標等

村の花であるベニヤマザクラの桜並木植栽管理への支援を実施します。

（2）実施状況

ベニヤマザクラ並木植栽管理への支援

（3）評価と今後の取り組み

柳沢さくらの会の皆さんの尽力により、ベニヤマザクラや広葉樹並木の手入れを行っていただきました。

分レから馬返し登山口までの沿道のベニヤマザクラや広葉樹による植栽管理が図られました。



写真 33：広葉樹等の植栽・管理

3-4-3 イワナなど自然の恵みを活用した特産品開発（担当課：商工観光課）

（1）事業内容及び指標等

自然の恵みを活用した特産品開発を目標に、イワナを観光パンフレットへ掲載し PR を行います。（観光パンフレットの発行1万部を目標）

（2）実施状況

- ・観光パンフレットの発行・・・1万部

（3）評価と今後の取り組み

観光パンフレットへのイワナの特産品としての掲載により、イワナの養殖の振興と養殖地の保持が図られました。今後は、加工品の開発への支援や旅行コースへの参入支援などでもイワナのPRと養殖地の拡大を図っていきます。



写真 34：観光パンフレットに掲載された「いわな」

重点施策4

自然環境

4-1 目標：村の自然の状況を調査します。

4-1-1 自然環境調査の実施（担当課：文化スポーツ課）

（1）事業内容及び指標等

村の自然環境を把握・分析し、今後の自然環境保全・保護対策に生かすために、自然環境の調査を数年毎に実施し、その結果を広くお知らせします。

（2）実施状況

「滝沢村野生生物分布調査報告書」を平成18年3月に刊行いたしました。報告書は滝沢村立湖山図書館で閲覧できます。

また、「滝沢村野生生物分布調査報告書」の分布図は、村ホームページの「滝沢村環境マップ」でご覧いただけます。

■参考：滝沢村ホームページ「野生生物分布図」について

URL：http://www.vill.takizawa.iwate.jp/contents/kmap/index_vasei.htm

（3）評価と今後の取り組み

今後、この報告書をベースに10年位を目途に調査を実施し、村の自然環境の変化を把握することが望まれます。また、この成果を広く住民に知らせ、還元するために執筆者を講師に講座を開催し、村の自然環境を理解してもらうことによって、自然保護に対する意識の醸成が図られると考えます。

4-1-2 水源かん養保安林の保護（担当課：農林課）

平成23年度の具体的な取り組みはありませんでしたが、水源かん養保安林は、水源地域の森林を保護する目的で森林法によって指定されます。

機能としては、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や濁水を緩和する働きがあります。また、きれいで美味しい水を育む効果もあります。

滝沢村には、水源かん養保安林が599ha指定されており、その機能を保護、維持されています。

4-1-3 水生生物調査の実施（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

滝沢村における自然環境の実態を把握するために、特に水質環境に影響を受けやすい河川底生生物に着目して、村内2地点において調査を実施します。

(2) 実施状況

河川底生生物調査では、コドラード（方形枠）を用いた定量採集と調査地点内のさまざまな場所で採取を行う定性採集の2つの調査方法により底生生物を採取し、これを室内で同定して種の確認を行いました。また、夏季1回、冬季1回の計2回の調査を実施しました。

巢子川本流については、水質階級Ⅰを示し、自然度の高い河川の寡占の指標的昆虫であるヒメドロムシも確認されており、河川環境は健全であるといえます。

巢子川支流については、確認された水生生物相をみると、貝類やミミズ綱が大半を占め、カゲロウ目やトビゲラ目等の河床の小さい石と小さい石の隙間を利用する生物が僅かであったことから、河床には砂泥や浮遊物質等が多く堆積していることが推察されます。



図4：河川底生生物調査実施地点

表 26：河川底生生物調査 調査手法

調査方法	実施目的	調査手法
定量採集	底生生物の数量を偏りなく把握する。	流れが速く干上がらない程度の水深の川底に、コドラート（方形枠）付きのサーバーネットを設置し、コドラート内の川底にいる全ての底生生物を採集した。
定性採集	底生生物の生息種を偏りなく把握する。	河岸、抽水植物内、早瀬、淀み等、様々な物理環境において、ハンドネットを用いて、2名で1時間程度の採集を行った。採集した底生生物は1サンプルにまとめた。

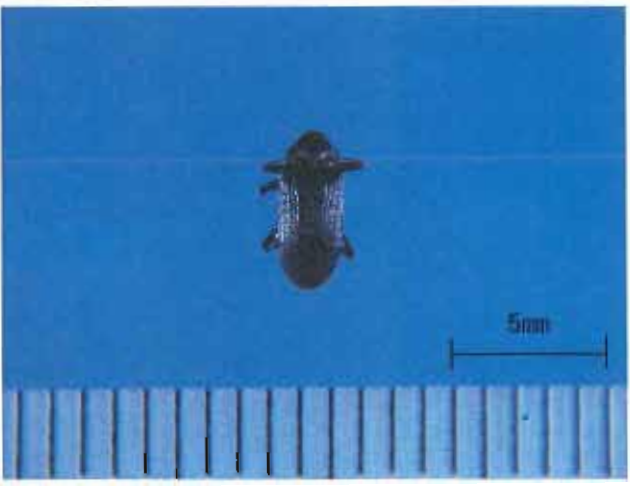
写真 35：採取方法別器材

調査方法	調査器材	実施状況
定量採集		
定性採集		

表27：河川底生生物調査結果

調査地点	季節	水質判定結果		生息する魚類の例
		総合判定	水質階級	
巢子川一本流	夏季	I. <small>ひんぷすいせい</small> 貧腐水性	きれい	ヤマメ、イワナ
	冬季	I. <small>ひんぷすいせい</small> 貧腐水性	きれい	アユ、ウグイ
巢子川一支流	夏季	II. <small>ちゅうぷすいせい</small> β-中腐水性	ややきたない	フナ、コイ
	冬季	II. <small>ちゅうぷすいせい</small> α-中腐水性	ややきたない	ライギョ、ナマズ

写真 36：発見された指標的昆虫

科名・種名	
ヒメドロムシ科 ケスジドロムシ	
生態の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・小型の甲虫。体表は栗褐色で楕円形をしており成虫の体長は5mm程度。 ・本州に分布し、岩手県では馬淵川中流、雫石川下流等で確認されている。 ・河川の砂礫底に生息し、泥底等の淀みではみられない。また、土のある岸边では認められるが、コンクリート護岸の水路ではみられない。 ・自然度の高い河川の指標的昆虫として重要である。 ・護岸工事等による自然的河岸の消失や濁水流出等による水底の泥質化が生息環境に大きな影響を与えることが予想される。 	

(3) 評価と今後の取り組み

河川底生生物調査により、巢子川の本流及び支流における河川環境の現況が把握できました。

巢子川本流については、健全な河川環境の維持が確認されました。巢子川支流については、河床には砂泥や浮遊物質等が多く堆積している可能性があることがわかりました。

今後は、巢子川支流について、河川環境の動向の監視するとともに、堆積物の減少が図られるような活動を推進していきたいと考えています。

4-1-4 農地、緑地の保全（担当課：農林課）

(1) 事業内容及び指標等

環境と調和するような農地、緑地の保全に努めるため、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、農地法ほか関連法律等により、乱開発の防止と優良農地の確保に努めます。

また、災害等で被害を受けた農地を耕作可能な状態に復旧するための支援を行っています。

(2) 実施状況

平成23年度は1か所の農業施設災害がありました。

表 28：農業施設災害復旧箇所数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
災害復旧箇所	11	0	0	9	1

(3) 評価と今後の取り組み

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、農地法をほか関連法律等による、乱開発の防止により優良農地保全に努めました。

4-1-5 公共施設の緑化1（担当課：河川公園課）

（1）事業内容及び指標等

施設利用者に快適な環境を提供するため、滝沢総合公園、盛岡西リサーチパーク公園及び小諸葛川せせらぎ水路内の植栽物の管理と植栽を行います。

- ・管理…公園内概ね全域の植栽物の剪定・施肥・除草等
- ・植栽…ハーブの植栽（滝沢総合公園ハーブ園内）

（2）実施状況

管理については、業者に委託発注し、契約のとおり履行されており、良好な管理が実施できました。また、ハーブ園の植栽についても、ハーブサークルの協力により、当初計画のとおり実施しました。

（3）評価と今後の取り組み

村民をはじめとする多くの来園者に快適な環境を提供することができました。

現在は業者が主体となっている植栽管理についても、今後は、住民参加の手法を取り入れていく必要があると考えます。

また、街区公園についても、自治会等の地域の団体との管理協定の締結を推進することにより、住民参加による公園の緑化を進めています。



ハーブサークル「ハーブを愉しむ会」が総合公園ハーブ園の管理をお手伝いしています。

写真 37：ハーブ園の管理

4-1-6 公共施設の緑化 2 (担当課：道路課)

(1) 事業内容及び指標等

公共施設の緑化（新設道路への植栽）を行います。

(2) 実施状況

表 29：新設道路への植栽実施状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
植栽 本数	(30)	0	(200)	0	62	0	15	(153)
植栽 樹木	ドウダン ツツジ		ドウダン ツツジ		オオヤマ ザクラ		オオヤマ ザクラ	

※17、19年度は工事により撤去した分を移植

※21・23（22年度繰越）年度は都市計画課施行分（巣子駅前広場分は除く）

(3) 評価と今後の取り組み

この取り組みは、環境緑化を推進する上で効果があり、新規事業があれば適切な樹種を選定し実施していくとともに、環境の保全に努めていきます。

4-1-7 森林の維持保全 (担当課：農林課)

(1) 事業内容及び指標等

森林の基本的機能は、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化、木材等生産の各機能であり、その機能を維持保全するために、造林、間伐、下刈、除伐等の施業を実施します。

森林の各機能を高度に発揮させるため、育成単層林における保育・間伐の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図ることとします。

(2) 実施状況

表 30：民有林の施業状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
造林面積 (ha)	2.67	2.67	0.55	2.22	2.70
間伐面積 (ha)	23.61	33.40	33.27	33.30	18.88
下刈面積 (ha)	10.76	7.18	7.48	14.20	8.70
除伐面積 (ha)	0.39	0	2.94	7.94	23.46
施業面積計 (ha)	37.43	45.08	44.24	57.94	53.74

(3) 評価と今後の取り組み

施業面積については、林業の抱えている構造的な要因（外来材による木材価格の低迷、森林所有者の高齢化に伴う施業減等）に起因していると考えられます。

一方、利用可能な林齢に達した森林は増加しており、木材等林産物を再生可能資源としての重要性を見直す機運も高まりつつあります。この林業振興の高まりと併せて森林に期待される各機能の高度発揮の重要性を広く一般に啓発し、あらゆる人の理解を得ていくことが重要であると考えます。

4-1-8 透水性舗装の敷設（担当課：道路課）

(1) 事業内容及び指標等

事業名 巣子駅地区まちづくり交付金事業（都市計画課施行分）
 場所 滝沢村滝沢字巣子（都市計画道路巣子駅線道路築造工事）
 内容 歩道（両側設置：平均値）
 ※繰越事業となったため実施状況は、平成23年度に計上

(2) 実施状況

表31：透水性舗装施工実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
施工延長 (m)	620.7	262.0	892.0	773.0	0	80.0	4,245.7

(3) 評価と今後の取り組み

従来の構造では、降雨時に歩道舗装面の雨水が側溝を通り河川へ流出していましたが、透水性舗装としたことにより地下に浸透し、自然に近い状況となっていることから、今後も、適切な施工に努めていきます。

～ メモ ～

●透水性舗装とは？

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多いです。

また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もあります。

4-2 目標：自然保護の大切さについての学習を進めます。

4-2-1 環境教育、環境学習の推進（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

自然環境保護の大切さを学ぶことを目的とした環境フォーラムを実施します。

(2) 実施状況

※東日本大震災発生のため、開催中止。

(3) 評価と今後の取り組み

今後も、自然保護に関する学習会やフォーラムを企画し実施していきたいと考えています。

4-2-2 水生生物調査の実施～調査を通じた学習（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

身近な河川の水質の状況を認識し、調査活動を通じ水質保全意識の醸成を図ることを目的に、雫石川支流における河川の調査活動を実施します。

(2) 実施状況

※東日本大震災発生のため、開催中止。

(3) 評価と今後の取り組み

例年、環境課で行う河川底生生物調査を小学校の協力のもと、4年生児童と一緒に実施しています。この調査活動は環境学習の取り組みとして、継続していきたいと考えています。

重点施策5

生活・地球環境

5-1 目標：ごみの減量化を図ります。

5-1-1 ごみ減量の推進（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

家庭から排出される厨芥類（生ごみ）の減量化及び資源化とその啓発を図ることを目的に、生ごみ処理容器と電動生ごみ処理機の購入に対し補助事業を実施していましたが、平成17年度をもって補助事業は完了しました。

（2）実施状況

これまでに各家庭に設置された生ごみ処理容器と電動生ごみ処理機は次のとおりです。

表 32：生ごみ処理容器、電動生ごみ処理機設置台数

	累計台数	補助事業開始	補助事業終了
生ごみ処理容器	1, 494台	平成 3年度	平成15年度
電動生ごみ処理機	281台	平成14年度	平成17年度

（3）評価と今後の取り組み

この補助事業により、年間約153トンの生ごみが各家庭で処理されたこととなります。補助世帯が全世帯の約1割となったため、事業の目的であるごみの減量化・資源化の普及・啓発が図られたと考えています。

しかし、清掃センターに排出されているごみを分析すると、水分が約半分を占めているという結果になることから、今後も、家庭から排出される厨芥類（生ごみ）の減量化及び資源化の啓発に努めていきたいと考えています。

5-1-2 リサイクル率の向上（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

ごみの減量と再利用、再資源化を推進するため、資源回収事業を行います。また、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施します。

（2）実施状況

清掃センターに搬入されたごみから資源として再利用・再資源化できるものを回収し、リサイクルの向上を図りました。

また、地域でリサイクル活動に取り組みやすくするため、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施しました。平成23年度は1自治会、1施設に対して補助を実施しています。

単位：t

表 33：①直接資源化量（清掃センターに搬入されたごみから回収された資源物）

品目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
鉄屑・鉄プレス	369	356	306	324	316	327
アルミプレス	42	61	66	77	86	98
古紙	851	976	982	1,015	1,009	1,083
古繊維	33	25	31	39	33	32
びん	25	26	24	22	20	24
カレット	514	513	448	449	417	442
ペットボトル	143	119	131	137	139	146
合計	1,977	2,076	1,988	2,063	2,020	2,152

表 34：②施設処理に伴う資源化量（ごみの熔融処理後に発生する資源物）

品目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
スラグ	1,920	2,006	2,950	2,407	2,163	2,235
メタル	327	363	456	411	363	494
合計	2,247	2,369	3,406	2,818	2,526	2,729

表 35：③集団資源回収量（自治会、子ども会等が資源物の取引業者へ引き渡した資源物）

品目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
びん	36	32	26	24	19	18
金属類	39	42	48	72	54	67
古紙・古繊維類	960	993	969	1,036	858	909
その他雑びん類	1	1	1	1	6	2
合計	1,036	1,068	1,044	1,133	937	996

表 36：④リサイクル率

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ごみ排出量(a)	17,290	17,161	16,783	17,218	17,317	17,715
総ごみ排出量 (b) (a+③)	18,326	18,229	17,827	18,351	18,254	18,711
総資源化量(c) (①+②+③)	5,260	5,513	6,438	6,014	5,483	5,877
リサイクル率 (c÷b) (%)	28.7	30.2	36.1	32.8	30.0	31.4

表 37：ストックヤード設置実績

平成18年度	3自治会	3施設
平成19年度	5自治会	5施設
平成20年度	2自治会	2施設
平成21年度	3自治会	3施設
平成22年度	2自治会	2施設
平成23年度	1自治会	1施設
合計		16施設

(3) 評価と今後の取り組み

前年度と比較して、リサイクル率は1.4ポイント増加しました。

ごみの減量と再利用、再資源化をすすめるために、今後も事業を継続していくとともに、さらにリサイクル推進を推進するための周知活動へも取り組みたいと考えています。

5-1-3 集団資源回収活動の推進（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

資源の有効利用に対する意識の高揚とごみ減量のために実施する資源の集団回収活動の促進を目的として、資源回収活動の実施団体に奨励金を交付します。

(2) 実施状況

資源回収活動の実施団体に、奨励金を交付しました。

また、子ども会育成会や自治会等を対象として、事業の説明を実施し、資源回収活動の普及に努めました。

表 38：集団資源回収奨励金交付実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録団体数	126	127	126	134	132	132
実施団体数	124	120	124	129	130	130
実施回数	548	510	524	632	673	704
奨励金（円）	5,563,571	5,725,222	5,635,749	6,095,676	5,628,509	5,623,175
回収量（t）	1,036	1,068	1,044	1,133	937	996

(3) 評価と今後の取り組み

資源の回収量は、前年度と比較して増加しており、さらに回収活動を実施した団体数と回収活動の実施回数は増加していることから、資源の再利用についての意識が高まっていると考えられます。

5-1-4 地域清掃活動の推進（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

各家庭や事業所において、日常の清掃では清潔を保持しにくい所を重点的に、地域ぐるみで清掃することにより、清潔で住みよい生活環境を築くことを目的として、「クリーンたきざわ運動」を実施します。

(2) 実施状況

春の環境美化月間、秋の環境美化週間を設定し、地域での一斉清掃を実施しました。一斉清掃に使用するゴミ袋を自治会等へ配布し、清掃により集められたごみの収集を実施しました。

また、この期間に実施された清掃のほか、ボランティアなどで清掃していただき、集められたごみの収集も実施しました。

表 39：「クリーンたきざわ運動」実施内容

	期間	実施内容
春の環境美化月間	5/11～6/10	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃清掃の行き届かない所の清掃 ・公園、道路側溝、河川等の清掃 ・ゴミ集積所内と周辺の清掃強化
秋の環境美化週間	9/24～10/1	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶等の回収や散乱防止の呼びかけ ・ごみの分別徹底 ・ポイ捨て防止の呼びかけ

表 40：地域清掃実績

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加人数	17,322	18,494	20,468	24,708	15,789	18,872
実施回数	115	154	152	158	170	148

(3) 評価と今後の取り組み

地域の一斉清掃への参加人数は増加し、清掃の実施回数は減少しました。地域の環境美化に対する意識は高まっていると考えられますが、より多くの方が活動に参加できるように、事業について更なる周知を図っていきたいと考えています。



写真 38：河川周辺の草刈り活動

5-2 目標：ごみの不適正処理を止めさせます。

5-2-1 環境巡視員の配置（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

不法投棄の監視、撤去、指導と、環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的に、環境巡視員を配置し、村内の巡視を実施します。

（2）実施状況

村内巡回による不法投棄の巡視及び調査のほか、産業廃棄物処理場への立ち入り調査など、ごみの不適切処理を発見するとともに、その指導を実施しました。

家電リサイクル法により、処分する場合リサイクル料金を負担しなければならない家電製品が、適正に処分されなかったため、環境組合がリサイクル料を負担し処理を行ったのは、ブラウン管式テレビ13台でした。

表 41：不法投棄物の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
不法投棄物重量	5,580 kg	3,970 kg	3,290kg	5,900kg	2,870kg	4,100 kg
警察への通報	5件	8件	0件	1件	0件	1件

（3）評価と今後の取り組み

例年、悪質なものは警察に通報するなど不適正処理の防止に努めていますが、ごみの不適正処理を止めさせるために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

※不法投棄した場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人には1億円まで加重ができる）以下の罰金にするなど、厳しい罰則が設けられています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条）

5-2-2 ポイ捨て防止の啓発（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

環境美化に対する意識の高揚を図るため、ごみのポイ捨て防止の啓発を実施します。

（2）実施状況

啓発看板を作成し、自治会などの要望を受け配布・設置しました。

（3）評価と今後の取り組み

ごみのポイ捨てを止めさせるために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

5-2-3 ごみの野焼きの禁止啓発（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

野焼きや小型の焼却炉でのごみの焼却が、ダイオキシン発生の原因の大きな要因の一つとされています。このため、平成16年4月1日から家庭ごみの野外焼却が禁止されました。ごみの野焼きの禁止啓発と家庭用小型焼却炉の回収に努めます。

（2）実施状況

- ・ 広報チラシの配布（公共機関窓口）
- ・ 広報ポスターの掲示（ # ）
- ・ 個別指導（平成23年度：5件、平成22年度：10件、平成21年度：8件）
- ・ 「広報たきざわ」に野外焼却禁止の啓発と小型焼却炉の無料回収の掲載

（3）評価と今後の取り組み

小型焼却炉の無料回収を実施しています。平成23年度の申し込みはありませんでした。（平成16年11月から累計で236個を回収）

ごみの野焼きの禁止の啓発のために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

～ メモ ～

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。呼吸や食物を通して人の体内に摂取されることにより、発ガンなど健康への影響が懸念される物質です。

※簡易な焼却炉や野外でのごみ焼却は、完全燃焼が難しいため、ダイオキシン類の発生を抑えることができません。このため、これらの焼却方法を禁止する「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」が平成13年に制定され、平成16年に規制が施行されました。

5-2-4 ペットのフン害禁止の啓発（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

道路や公園などをペットのフン害から守るために、ペットフン害禁止の啓発に努めます。

（2）実施状況

希望する自治会等へ啓発用看板を配布し設置してもらうとともに、チラシの提供を行い地域へ配布していただきました。また、広報へ啓発内容の掲載を実施しました。

犬の飼い主の正しい飼育管理とモラルの向上を図るため、犬の飼い方教室を開催しました。

（3）評価と今後の取り組み

ペットのフン害禁止の啓発のため、広報や看板、チラシ等による周知を図っていますが、今後も飼い主のモラルの維持・向上のために、今後も啓発活動を継続して展開していきたいと考えています。



写真 39：犬の飼い方教室

5-3 目標：地球環境問題についての学習を進めます。

5-3-1 地球温暖化防止の啓発（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

地球環境の現状について情報提供を行い、環境への負荷を減らすために、地球温暖化防止の啓発活動を行います。

（2）実施状況

機会を捉え、啓発に努めています。

■参考：岩手県ホームページ「温暖化・エネルギー」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=2651&ik=1&pnp=50&pnp=2651>

（3）評価と今後の取り組み

今後も、広報へ啓発記事を掲載する等、より積極的な啓発活動と、公共の場における省エネ機器の導入等を展開していきたいと考えています。

～ メモ ～

●地球温暖化問題とは？

太陽から地球に降りそそぐ太陽光は、大気を通過して地表に到達し、地表面を温めます。一方、温められた地表面は、太陽光エネルギーを赤外線として宇宙空間へ向けて放射しますが、大気中には地表面から放射された赤外線を吸収する水蒸気や二酸化炭素、メタンなどの気体があるため、大気は赤外線を吸収して温まります。

このように大気中に赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」といい、このガスにより地表付近の大気が温められていることを「温室効果」といいます。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、宇宙空間への赤外線放射が妨げられると、地表付近の温度は上昇します。この温度上昇が気候の変動を引き起こし、異常気象の多発など様々な影響を及ぼし始めています。

5-3-2 エネルギー教育の実施（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

エネルギー消費によっておこる温室効果ガスの発生の問題や、原油などのエネルギーに利用される資源には限りがあることから、エネルギーの有効利用などについての教育に取り組みます。

（2）実施状況

出前講座で啓発活動に努めています。

（3）評価と今後の取り組み

今後も、新エネルギーについての情報収集にも努め、広報へ関連記事を掲載するなど、教育的な活動に努めていきたいと考えています。

項目外

原発事故にかか
る放射線量測定

原発事故にかかる放射線量測定（担当課：環境課）

（１）事業内容

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故のため、定期的に放射線量を測定しています。

今まで公表した情報を整理し、状況をお知らせします。

（２）実施状況

① 村内の公共施設測定調査（空中、公園、側溝）

平成23年7月から定期的に測定を続けてきています。

・ 牧草・水道水・農産物

平成23年5月11日牧草から100ベクレルを超えたセシウムが測定されましたが、刈り取りなどにより、低減が確認され、平成23年8月2日自粛要請は解除されました。

県が、継続的に調査を行っています。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=32066>

・ 学校、幼稚園、保育所、学童クラブ

平成23年8月～10月にかけて、村内すべての48施設、128地点を測定しました。国で示している安全基準は年1ミリSvを超えた3か箇所は、除染を行っています。

② 清掃センター施設関連の測定調査

・ 一般廃棄物焼却灰

平成23年12月から沿岸被災地の災害廃棄物を受け入れし焼却していますが、受け入れ前後で空間線量の差は見られず、また、焼却後の飛灰の放射性濃度についても埋立基準の8千ベクレル/kgを下回っています。さらに、排ガス・放流水については検出されていません。

【放射線について人の安全に関する基準】

「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 24 年 1 月施行）により、通常の生活環境における放射能汚染の基準は「1 時間 0.23 μ Sv（原発放射線年 1mSv に相当）」とされました。国が判断資料の 1 つとして航空機によるモニタリング調査を実施し文部科学省の HP で公開しています。このマップによると、滝沢村全域は 1 時間 0.1 μ Sv 未満のレベルとなっています。なお、村で行った上の測定値と、航空機調査の測定値の差は、自然放射線の補正、測定機器、1 箇所当りの測定範囲（航空機は、100 メートル単位の円の範囲の平均）の違いなどによるものと思われます。

原発放射線対策実施状況(H23.12.27対策本部会議以降から現在までに実施したもの)

No.	部名	課名	実施事業名	実施内容	備考
1	健康福祉部	児童福祉課	保育所等空中放射線量測定	平成24年3月14日から16日にかけて学校、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブの定点調査を実施した。地表面から50cmの位置で1時間当たり線量は0.03~0.11μシーベルト/時であった。	
2	教育委員会	教育総務課	環境放射線量測定	平成24年3月14日~16日に村内小中学校、私立幼稚園の校(園)庭及び前回測定時最高地点の2ヶ所を測定。(校庭は積雪により測定不能地点有)結果は0.03~0.11μシーベルト/時。	
3		学校給食センター	学校給食事業	安全・安心な学校給食を提供するために、学校給食等の食材として、学校給食食材生産供給組合などから直接仕入れる地場産物(野菜類等)で使用量の多いものを中心に測定するための放射性物質検査機器を購入し、5月23日に設置した。	
4	都市整備部	河川公園課	滝沢総合公園の空中放射線量測定	平成24年4月24日 教育委員会文化スポーツ課と共同し、スポーツ施設以外、7箇所を測定し、HPで公表した。0.04~0.08μシーベルト/時の範囲	
5			公園等の空中放射線量測定	平成24年5月1、2、14日で、村内27公園等(各1点づつ)を測定し、HPで公開した。0.04~0.07μシーベルト/時の範囲	東部、北部、南部において地区による大きな差は見られないと思われる。
6	住民環境部	道路課	村道側溝等放射線量測定	平成23年12月26、27日で10ヶ所実施。0.03~0.07μSv/hの範囲。HPで公表。	
7		環境課	環境放射線量測定	H24年3月13日、村内9か所の定点測定を実施(1か所は積雪のため欠測)。測定結果は0.03~0.06μシーベルト/時。HPで公表。	
8	上下水道部	水道整備課	浄水汚泥放射性物質測定	浄水汚泥の処分に伴う放射性物質濃度測定 H24. 1.20 実施	測定結果: 検出せず
9			水質検査(放射性物質)	浄水及び原水の放射性セシウム濃度測定 H24. 5.22 実施(河川を水源とする浄水場の浄水及び原水)	測定結果: 検出せず
10	経済産業部	農林課		測定調査は、県が行った。 除洗対象 牧草地-100Bqを超えた場合	

平成24年度 原発放射線対策実施計画

No.	部名	課名	計画事業名	計画内容	備考
1	健康福祉部	児童福祉課	保育所給食食材放射能測定検査	学校給食センターに配置した測定機器で保育所給食食材の放射能を測定検査する。	追加
2			除染地点の放射線量測定	昨年度除染を実施した、ふじなでこ幼稚園園舎南側側溝及び除染土埋設地点の放射線量測定を5・6・7月末の3ヶ月実施予定。	村所有測定器使用
3		教育総務課	小中学校屋外プールの放射線量測定	各小中学校の屋外プールのプールサイド4箇所について、プール利用開始前の5月30、31日に測定予定。	村所有測定器使用
4	教育委員会		環境放射線量測定	各小中学校のH24・3月実施の2箇所の放射線量測定を10月に実施予定。私立幼稚園は、県の方針ではH24は設置者が行うこととなっているが、希望があれば学校と併せて実施。	村所有測定器使用
5		学校給食センター	学校給食事業	7月から地元産の給食食材の納入を予定していることから、測定業務マニュアルの策定、測定機器の操作訓練及び保育所・幼稚園職員への操作指導を行う。7月以降の測定結果は村ホームページ内で公開していく。	
6		河川公園課	滝沢総合公園の空中放射線量測定	総合公園について年内、1回程度定点再調査。時期は夏～秋	村所有測定器使用
7	都市整備部		公園等の空中放射線量測定	年内1回程度追加調査。箇所数を同程度として、別の公園とする。時期は夏～秋	村所有測定器使用
8		道路課	村道側溝等調査	村道側溝面の空間放射線量の測定を実施する。測定箇所は、平成23年12月26日～27日に実施した10箇所とし、測定時期は7月とする。	・村所有測定機器使用 ・側溝等面の上方5cm及び50cm地点で測定
9	住民環境部	環境課	環境調査	村内の騒音等の環境調査の一環として、空間放射線量の測定を委託にて実施する。測定箇所は昨年度と同じ9か所、測定時期は6月と11月。	
10			浄水汚泥放射性物質測定	浄水汚泥の処分に伴う放射性物質濃度測定 年2回程度(7月・11月)	
11	上下水道部	水道整備課	水質検査(放射性物質)	浄水及び原水の放射性セシウム濃度測定 河川水は年4回(5・7・10・11月)、地下水は年1回(6月)	河川水の5月分は実施済み
12	経済産業部	農林課		測定調査は、県が行っている。 除洗対象 牧草地-50Bqを超えた場合 酪農以外-100Bqを超えた場合	

牧 草

○飼料用とうもろこしなどの検査結果(平成24年9月11日)

区分	一本木	川前	柳沢	姥屋敷	大釜
飼料用とうもろこし	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
稲WCS	不検出	-	-	-	-
麦稈(敷料用)	不検出	-	-	-	-

○平成24年度牧草(生草)のモニタリング調査 (H24.6.11)

(単位: Bq/kg)

地区名	調査地点1	調査地点2	調査地点3	調査地点4	調査地点5
西部	44	34	不検出	不検出	41
中央部	不検出	19	不検出	不検出	不検出

○平成23年度牧草の放射性物質の調査結果(放射性セシウム)

(単位: Bq/kg)

エリア	地区名	再生草				
		一番草	7月1日	7月29日	8月4日	8月12日
東部	(採取日)	5月11日	6月23日	7月1日	7月29日	8月4日
	県畜産研究所	359	381	253	233	136
	滝沢字大崎	8/2に要請解除済み				
	滝沢字狼久保	8/2に要請解除済み				

学校・学童クラブ・保育所・幼稚園（測定結果H24.7.26まで）

施設名	H23.8.12~9.8						H23.10.13 (除染後)						H24.3.14~3.16			H24.5.30~5.31			H24.6.1~7.26					
	5cm	50cm	1m	50cm/年	1m	50cm/年	5cm	50cm	1m	50cm/年	1m	50cm	0.06	50cm	1m	50cm/年	50cm	1m	50cm/年	50cm	1m	50cm/年		
滝沢小学校	実地期間																							
	地表面から(μv/h)																							
	校舎南側雨どい下	0.60	0.16	0.13	0.84									0.06										
	校舎北側屋根下		0.20	0.16	1.10																			
	体育館南屋根下	0.50	0.27	0.19	1.40																			
	体育館北側屋根下	0.31	0.24	0.17	1.30																			
	校庭滑り台付近		0.11	0.10	0.58																			
	校庭中央		0.10	0.10	0.53									0.04			0.21							
	更衣室側中央																	0.03						0.16
	南側中央																	0.03						
東側中央																	0.03							0.16
屋内運動場側中央																	0.03							0.16
校庭砂場	0.10	0.10	0.11	0.53																				
校舎南側雨どい下		0.23	0.18	1.20																				
体育館北側校庭境		0.25	0.19	1.30									0.03											0.16
校舎北側職員室		0.20	0.18	1.10																				
校庭中央		0.13	0.13	0.68																				0.26
体育館クラブハウス屋根下	0.40	0.43	0.29	2.30																				
校舎東側屋根下	0.39	0.37	0.27	1.90																				
校舎南側屋根下	0.43	0.33	0.25	1.70										0.07		0.37								
校庭砂場	0.11	0.12	0.12	0.63										0.04		0.21								
水路側中央																	0.04							0.21
南側中央																	0.04							0.21
学童保管側中央																	0.04							0.21
体育館側中央																	0.04							0.21
校舎南側教室前雨どい下	0.21	0.14	0.12	0.74										0.07		0.37								
校舎北側出入口屋根下	0.09	0.05	0.05	0.26																				
校庭中央		0.03	0.03	0.16										0.04		0.21								
体育館入口跡屋根下	0.14	0.08	0.06	0.42																				
校庭砂場	0.09	0.09	0.09	0.47																				
西側中央																	0.04							0.21
南側中央																	0.04							0.21
更衣室前側中央																	0.04							0.21
屋内運動場側中央																	0.04							0.21

公共施設・公園

(1) 地区別公共施設

	測定年月日	H23.7.1			H23.8.1			H23.11.28			H24.3.13		H24.6.16
		50cm	1 m	50cm/ 年間線量	50cm	1 m	50cm/ 年間線量	50cm	1 m	50cm/ 年間線量	50cm	50cm/ 年間線量	50cm
北部地区	地表面から(μv/h)												
	北部コミュニティーセンター	0.10	0.10	0.53	0.09	0.09	0.47	0.09	0.09	0.47	0.05	0.26	0.06
	東部出張所	0.12	0.12	0.63	0.11	0.11	0.58	0.11	0.11	0.58	0.06	0.32	0.07
東部地区	村道畜産試験場線と国道 282号の交差点付近				0.14	0.14	0.74	0.15	0.14	0.79	積雪のため欠測		0.08
	滝沢駅前広場				0.13	0.13	0.68	0.13	0.13	0.68	0.06	0.32	0.08
中央地区	埋蔵文化財センター				0.12	0.11	0.63	0.12	0.11	0.63	0.06	0.32	0.07
	滝沢ふるさと交流館				0.10	0.10	0.53	0.10	0.09	0.53	0.06	0.32	0.06
西部地区	お山の湯	0.05	0.05	0.26	0.04	0.04	0.21	0.05	0.05	0.26	0.03	0.16	0.04
南部地区	小岩井運動場	0.07	0.07	0.37	0.07	0.06	0.37	0.07	0.07	0.37	0.03	0.16	0.03
	滝沢村役場	0.10	0.90	0.53	0.10	0.09	0.53	0.10	0.09	0.53	0.04	0.21	0.06

(2)公園

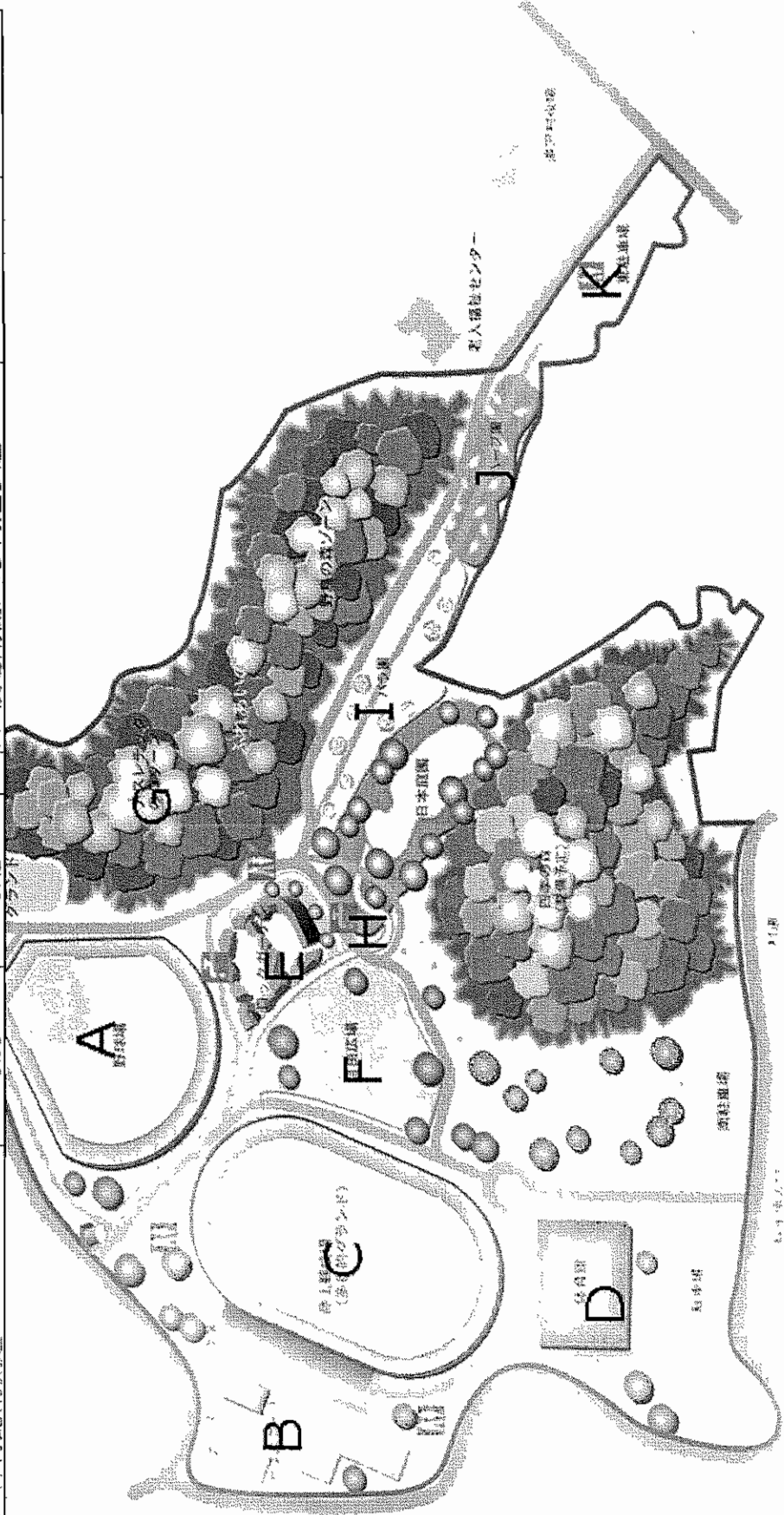
平成24年度測定

測定月日	測定場所		地上50cm マイクロSv/h	年間総量 ミリSv/年
	公園等の名称	機器設置場所		
5月1日	いづみ巣子ニュータウン運動公園	中央付近	0.06	0.32
5月1日	大崎児童遊園地	砂場	0.07	0.37
5月1日	野沢台公園	遊具付近	0.06	0.32
5月1日	岩姫台公園	遊具付近	0.06	0.32
5月1日	巣子親子広場	砂場	0.07	0.37
5月1日	葉の木沢山南公園	遊具付近	0.06	0.32
5月1日	あすみ野あすなろ公園	中央付近	0.06	0.32
5月1日	国分中央公園	砂場	0.05	0.26
5月1日	けやきの平公園	中央付近	0.06	0.32
5月1日	サニータウンあさひが丘公園	中央付近	0.05	0.26
5月1日	滝沢ニュータウン第4工区公園	中央付近	0.05	0.26
5月2日	小岩井第2公民館緑地	中央付近	0.04	0.21
5月2日	盛岡鶴りサーチパーク公園	バスケットコート	0.05	0.26
5月2日	大釜第2親子広場	遊具付近	0.05	0.26
5月2日	大釜第1親子広場	中央付近	0.05	0.26
5月2日	大釜中央公園	遊具付近	0.06	0.32
5月2日	大沢親子広場	遊具付近	0.06	0.32
5月2日	室小路1号公園	中央付近	0.05	0.26
5月2日	ゆとりが丘1号公園	遊具付近	0.07	0.37
5月2日	牧野林西公園	砂場	0.06	0.32
5月2日	法賢寺集会所公園	中央付近	0.05	0.26
5月2日	温泉児童遊園地	遊具付近	0.05	0.26

測定月日	測定場所		地上50cm マイクロSv/h	年間線量 ミリSv/年
	公園等の名称	機器設置場所		
5月14日	村営住宅付近空き地(草生状態)	中央付近	0.06	0.32
5月14日	分レ団地東公園(草生状態)	中央付近	0.06	0.32
5月14日	パードランド菓子公園	砂場	0.05	0.26
5月14日	せいほくタウン中央公園	あずまや付近	0.05	0.26
5月14日	篠木わんぱく公園	砂場	0.06	0.32
参 考	※ 滝沢総合公園 5月1日測定 野球場、子ニスコート、 陸上競技場		0.04~0.06	0.21~0.32

平成24年4月24日測定

測定場所	地上50cm マイクロSv/h	年間線量 ミリSv/年	測定場所	地上50cm マイクロSv/h	年間線量 ミリSv/年
A 野球場ホームベース付近	0.04	0.21	E ロックガーデンせせらぎ	0.05	0.26
A 野球場センター守備位置付近	0.05	0.26	F 自由広場中央付近芝	0.08	0.42
B テニスコート	0.05	0.26	G アスレチック遊具付近	0.04	0.21
C 陸上競技場トラック	0.06	0.32	H あすまや付近芝	0.05	0.26
C 陸上競技場中央芝	0.06	0.32	I ハーバ園歩道	0.05	0.26
D 体育館正面歩道	0.09	0.47	J ハーブ園歩道	0.05	0.26
D 体育館南側芝	0.08	0.42	K 役場南側トイレ付近歩道	0.05	0.26



結果概要：地表面から50cmの高さにおける1時間当たり空間線量は0.04～0.09マイクロシーベルトの範囲でした。これは、原発放射能除染対策の基準を下回っており、健康に影響を与えないと思われまます。

測定の方法等

(1) 測定方法は、30秒間の測定を5回連続実施しその平均値としました。計算結果の有効数字未満は、四捨五入しました。

(2) 測定は、子どもを対象とした地上50cmの高さで行いました。

(3) 年間線量とは「その場所で1年間生活したと仮定した場合の被ばく量」のことで、実際の被ばく量ではありません。国による次の式で算定しました。

年間線量＝〔測定値(μSv/時)×8時間+測定値(μSv/時×40%)×16時間〕×365日÷1000(※1ミリSv＝1000マイクロSv)

(4) 測定には「日立アロカメディカル(株)シンチレーション式サーベイメータ(TCS-172B)」を使用しました。

(5) 原発放射能による汚染を重点的に調査する場合は、「原発放射能汚染対処特措法(略称)」では1時間当たり0.23マイクロシーベルトです。なお、この基準についても、子どもの安全に最大限の配慮をしたものとされています。

村道側溝等

調査地点	H23.12.26～27			H23.12.26～28		
	側溝面から5cm μSv/時	側溝面から50cm μSv/時	50cmの年間線量mSv /年	側溝面から95cm μSv/時	側溝面から140cm μSv/時	51cmの年間線量mSv /年
一本木小学校線	0.06	0.05	0.26	0.04	0.05	0.21
【一本木小学校正門付近】						
畜産試験場柳沢線	0.05	0.05	0.26	0.04	0.04	0.21
【柳沢小中学校正門付近】						
鵜飼姥屋敷線	0.05	0.04	0.21	0.05	0.03	0.16
【姥屋敷小中学校正門付近】						
泉子野沢線	0.07	0.06	0.32	0.08	0.05	0.26
【滝沢小学校正門付近】						
土沢10号線	0.04	0.04	0.21	0.04	0.03	0.16
【滝沢小学校正門付近】						
洞畑平蔵沢線	0.04	0.05	0.26	0.05	0.04	0.21
【鵜飼小学校正門付近】						
中道堰合線	0.03	0.03	0.16	0.05	0.04	0.21
【大沢親子広場付近水路】						
中屋敷線	0.05	0.05	0.26	0.06	0.04	0.21
【鵜木小学校正門付近】						
大金1号線	0.04	0.04	0.21	0.06	0.04	0.21
【県道大釜停車場線交差点付近】						
風林工区幹線	0.05	0.04	0.21	0.06	0.04	0.21
【風林1号公園付近】						

村道側溝等の空間放射線量測定について(平成24年9月13日)

1. 平成24年9月13日(木)に、滝沢村内の村道側溝等(10箇所)の空間放射線量率(地表)を測定しました。測定箇所は、村内10行政区毎に側溝等がある小学校等付近が主になっています。
2. 今回の測定結果、空間放射線量率(μSv/時)は、0.03から0.08までの範囲でした。これは、文部科学省・厚生労働省による「避難区域等の外の地域の学校等の校舎・校庭等の利用判断に係る暫定的考え方」に基づく屋外活動の制限の指標である「3.8μSv/時」(=20mSv/年)を下回っています。また、高着は、自然放射線から受けるもの以外の外部被ばくの放射線量(外部線量)については、年間1mSv以下が望ましいとしておりますが、今回測定した空間放射線量率から算出した年間線量の値はいずれも、この値(1mSv/年)を下回っています。
3. 今回の測定結果から、本村としては、引き続き村民の方々の日常生活等において放射性物質が健康に影響を与える状況ではないと考えています。

◇溶融施設、最終処分場等における空間放射線量の測定

雫石・滝沢環境組合清掃センターにおいて、作業員、利用者が利用する場所や、雨水が溜まりやすい場所等の空間放射線量の測定を毎週実施しています。

◆実施日

平成23年12月から平成24年8月1日まで

◆対象

- ①正門前
- ②工場入口
- ③ごみピット扉前
- ④飛灰ヤード前
- ⑤最終処分場北側
- ⑥最終処分場東側
- ⑦場内通路交差点
- ⑧旧正門前

◆測定方法

- ・使用機器 : シンチレーションサーベイメータ (型式: Model2241-2 型)
- ・測定高さ : 地表から 50 cm、100 cm
- ・測定値 : 15 秒毎に 5 回測定した平均値
- ・測定項目 : 空間放射線量 (単位: (μ Sv/h マイクロシーベルト/時間))

◆測定結果

清掃センター敷地内の放射線量の状況について

- ・場内放射線量 0.06 μ Sv/h~0.10 μ Sv/h (12月21日計測: 受入前)
- ・受入後放射線量 0.06 μ Sv/h~0.09 μ Sv/h (1月18日~2月10日: 4回)
- ・受入後放射線量 0.05 μ Sv/h~0.09 μ Sv/h (2月16日~3月14日: 5回)
- ・受入後放射線量 0.06 μ Sv/h~0.11 μ Sv/h (3月22日~4月18日: 5回)
- ・受入後放射線量 0.06 μ Sv/h~0.11 μ Sv/h (4月25日~5月22日: 5回)
- ・受入後放射線量 0.06 μ Sv/h~0.10 μ Sv/h (5月30日~6月27日: 5回)
- ・受入後放射線量 0.06 μ Sv/h~0.11 μ Sv/h (7月3日~8月1日: 5回)

測定地点ごとの線量の変動は微量であり、積雪期では雪で地面からの放射線の影響が少なかったようです。また、雪解けにより地面からの放射線の影響が大きくなった模様です。

清掃センター場内の線量は引き続き低めで推移しており、許容被曝量の半分程度の数値で安定していますし、引き続き人体への影響はないと言えます。

『 ICRP (国際放射線防護委員会) が示す年間許容被曝量は 1mSv/y です。年間線量率換算数値では、清掃センター周辺のどこにいてもこれを大きく下回ります。

◇災害廃棄物における空間放射線量の測定

雫石・滝沢環境組合清掃センターにおいて災害廃棄物処理に当たっては、被災地から災害廃棄物を搬出する前に測定した放射線量のデータを入手するとともに、当該施設においても搬入された災害廃棄物の放射線量を、搬入時ごとに測定しています。

◆実施日

搬入時ごと（平成23年12月26日から平成24年8月6日まで）

◆対象

搬入されたトラックすべて

◆測定方法

- ・使用機器：シンチレーションサーベイメータ（型式：Model2241-2型）
- ・測定高さ：トラック後部の地表から100cm
- ・測定値：15秒毎に5回測定した平均値
- ・測定項目：空間放射線量（単位：(μ Sv/h マイクロシーベルト/時間)）

※当初は、トラックの前後左右及び荷台の5ヶ所を測定していたが、場内の空間線量とほとんど変わりなかったため、現在は搬入されたトラックの後部のみの測定としています。

◆測定結果

搬入災害廃棄物の放射線量の状況について

- ・山田町出荷時 0.03 μ Sv/h～0.07 μ Sv/h（平成23年12月から）
- ・宮古市出荷時 0.05 μ Sv/h～0.07 μ Sv/h（平成24年1月から）
- ・清掃センター入荷時 0.05 μ Sv/h～0.07 μ Sv/h

※場内の環境放射線量同等の数値であり、災害廃棄物にはセシウム混入の可能性は極めて低い状況です。

◇災害廃棄物の処理量（参考）

昨年の12月26日に試験焼却を行い、環境等への影響がないことを確認し、本格的には今年の1月中旬より山田地区の災害廃棄物を、また、2月下旬からは宮古地区の災害廃棄物を受け入れ、合わせて1日当たり15～20トン进行处理しています。

◆実績

平成23年12月	11.14 トン	
平成24年1月	72.53 トン	
平成24年2月	203.28 トン	
平成24年3月	332.05 トン	平成23年度合計 619.00 トン
平成24年4月	322.56 トン	
平成24年5月	282.47 トン	
平成24年6月	324.79 トン	
平成24年7月	361.39 トン	
平成24年8月	234.90 トン	
平成24年9月	187.45 トン	平成24年度合計 1,713.56 トン（9月末現在）

【溶融施設放射性物質濃度測定結果：飛灰、スラグ、メタル、災害廃棄物】

※ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリー

◇飛灰（ばいじん）の放射性物質濃度

※「飛灰」とは、ろ過式集じん機などで捕集した排ガスに含まれているダスト（ばいじん）です。

◆測定品目及び結果（単位：ベクレル／キログラム）

採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
6月30日	不検出（26未満）	800	880	1,680
11月29日	不検出（10未満）	220	300	520
12月28日	不検出（10未満）	164	226	390
2月21日	不検出（10未満）	45	60	105
3月8日	不検出（10未満）	49	79	128
4月25日	不検出（10未満）	340	500	840
5月22日	不検出（11未満）	330	470	800
6月20日	不検出（11未満）	280	440	720

¶ 平成23年12月 環境省「特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン」において、作業者の安全も確保されるレベルとして示された1キログラムあたり、8,000ベクレルを下回っています。

◇スラグの放射性物質濃度

※「スラグ」とは、おおむね1,300度以上の高温で溶かした後、冷却・固化してできるガラス質の物質です。

◆測定品目及び結果（単位：ベクレル／キログラム）

採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
6月30日	不検出（8未満）	18	19	37
12月27日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	-
2月21日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	20
3月8日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	20
4月25日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	20
5月22日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	-
6月20日	不検出（10未満）	10	不検出（10未満）	20

◇メタルの放射性物質濃度

※「メタル」とは、おおむね1,300度以上の高温で溶かした後、冷却・固化してできる金属の粒です。

◆測定品目及び結果（単位：ベクレル／キログラム）

採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
6月30日	不検出（4未満）	不検出（6未満）	不検出（5未満）	-
12月27日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	-
4月25日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	20
5月22日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	-
6月20日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	-

¶ 熔融スラグ、メタルなど再生利用した製品のクリアランスレベルは、原子炉等規制法に基づくクリアランスレベル1キログラムあたり100ベクレルとされており、基準値を下回っています。

◇災害廃棄物の放射性物質濃度

◆測定品目及び結果（単位：ベクレル／キログラム）

採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
12月28日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	20
2月21日	不検出（10未満）	36	40	76
3月8日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	20

【最終処分場放射性物質濃度測定結果：地下水・上流・下流、放流水】

※ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリー

◇地下水・上流の放射性物質濃度

◆測定品目及び結果（単位：ベクレル／リットル）

採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
1月30日		不検出（1未満）	不検出（1未満）	2
2月21日		不検出（1未満）	不検出（1未満）	2
3月8日		不検出（1未満）	不検出（1未満）	2
4月25日	不検出	不検出（1未満）	不検出（1未満）	2
5月22日	不検出（1未満）	不検出（1未満）	不検出（1未満）	-
6月20日	不検出（1未満）	不検出（1未満）	不検出（1未満）	-
7月5日	不検出（1未満）	不検出（1未満）	不検出（1未満）	-
8月23日	不検出（1未満）	不検出（1未満）	不検出（1未満）	-

◇地下水下流の放射性物質濃度

◆測定品目及び結果（単位：ベクレル／リットル）

採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
1月30日		不検出（1未満）	不検出（1未満）	2
2月21日		不検出（1未満）	不検出（1未満）	2
3月8日		不検出（1未満）	不検出（1未満）	2
4月25日	不検出	不検出（1未満）	不検出（1未満）	2
5月22日	不検出（1未満）	不検出（1未満）	不検出（1未満）	-
6月20日	不検出（1未満）	不検出（1未満）	不検出（1未満）	-
7月5日	不検出（1未満）	不検出（1未満）	不検出（1未満）	-
8月23日	不検出（1未満）	不検出（1未満）	不検出（1未満）	-

◇放流水の放射性物質濃度

◆測定品目及び結果（単位：ベクレル／リットル）

採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
1月30日		不検出（10未満）	2	3
2月21日		不検出（10未満）	不検出（10未満）	20
3月8日		不検出（10未満）	不検出（10未満）	20
4月25日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	20
5月22日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	20
6月20日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	20
7月5日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	20
8月23日	不検出（10未満）	不検出（10未満）	不検出（10未満）	20

※濃度限界に対する割合

放流水	セシウム134	不検出/60Bq/L	0.17
	セシウム137	不検出/90Bq/L 計 20Bq/L	0.11 計0.28<1.00

『平成23年12月 環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン」において、排ガスの目安としている濃度限度（放射性物質ごとにそれぞれの放射性物質ごとに定められた濃度（セシウム134で60Bq/m³、セシウム137で90Bq/m³）に対する割合の和が1となる）を大きく下回っています。

【廃棄物焼却炉放射性物質濃度測定結果：排ガス（ろ紙部）、排ガス（ドレン部）、排ガス（ろ紙部とドレン部の合計）】

※ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリー

◇排ガス（ろ紙部）の放射性物質濃度

◆測定品目及び結果（単位：ベクレル／立方メートル）

採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
2月21日		不検出（2未満）	不検出（2未満）	4
4月25日	不検出（2未満）	不検出（2未満）	不検出（2未満）	4
5月22日	不検出（2未満）	不検出（2未満）	不検出（2未満）	-
6月20日	不検出（2未満）	不検出（2未満）	不検出（2未満）	-

◇排ガス（ドレン部）の放射性物質濃度

◆測定品目及び結果（単位：ベクレル／立方メートル）

採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
2月21日		不検出（2未満）	不検出（2未満）	4
4月25日	不検出（2未満）	不検出（2未満）	不検出（2未満）	4
5月22日	不検出（2未満）	不検出（2未満）	不検出（2未満）	-
6月20日	不検出（2未満）	不検出（2未満）	不検出（2未満）	-

◇排ガス（ろ紙部とドレン部の合計）の放射性物質濃度

◆測定品目及び結果（単位：ベクレル／立方メートル）

採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
2月21日		不検出（2未満）	不検出（2未満）	4
4月25日	不検出（2未満）	不検出（2未満）	不検出（2未満）	4
5月22日	不検出（2未満）	不検出（2未満）	不検出（2未満）	-
6月20日	不検出（2未満）	不検出（2未満）	不検出（2未満）	-

※濃度限界に対する割合 セシウム134 /20Bq/m³ 0.20

セシウム137 /30Bq/m³ 計 8Bq/m³ 0.13 計 0.33<1.00

¶ 平成23年12月 環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン」において、排ガスの目安としている濃度限度（放射性物質ごとにそれぞれの放射性物質ごとに定められた濃度（セシウム134で20Bq/m³、セシウム137で30Bq/m³）に対する割合の和が1となる）を大きく下回っています。

